



〔法規的告示〕

目 次

〔府 令〕

- 児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府二)

〔デジタル庁令・省令〕

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(デジタル庁・総務二)

〔官庁報告〕

- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務二七)

〔公 告〕

- 基本測量関係事項公告(国土交通省)

〔諸事項〕

- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

〔省 令〕

- 住民基本台帳法第三十条の十五の二

に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令(同八)

- (総務七)

- 住民基本台帳法第三十条の十五の二
に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令(同八)

〔地 方 公 共 団 体 〕

- 工事一部完了(東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社)関係
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
その他の会社

- 会社決算公告

府

令

○内閣府令第一号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十三の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

	改	正	後	改	正	前
第三十六条の三十四 法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。	一 廃止し、又は休止しようとする年月日	〔二・四 略〕	第三十六条の三十四 法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。	一 廃止し、又は休止しようとする年月日	〔二・四 同上〕	第三十六条の三十四 法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。	〔一・二 略〕	第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。	〔一・二 同上〕	第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。	〔一・二 同上〕	第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。
三 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所又は乳児等通園支援事業（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）第二十条第二項に規定する一般型乳児等通園支援事業に限る。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合で、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。	三 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。	〔イ・二 略〕	〔イ・二 同上〕	〔イ・二 同上〕	〔イ・二 同上〕	〔イ・二 同上〕
ホ 乳児等通園支援事業を行う事業所 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（同令第二十条第二項に規定する一般型乳児等通園支援事業に係るものに限る。）	四 四 「同上」	〔② 略〕	〔② 同上〕	〔② 同上〕	〔② 同上〕	〔② 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

3 2 1
（施行期日）
この府令は
（経過措置）
第十三号の
第十三号（

は、令和八年四月一日から施行する。

る。ただし、第十三号の三様式の改正規定については、公布の日から施行する。

。いる書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

第十三号の三様式を次のように改め。

第十三号の三様式（第三十条関係）

文選

第	号	令和	年	月	日	交付	明	書	証	記	所	属	職	氏	名	市町村長 印	三十三条の十七の三第一項及び第五十六条の八第七項の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。
---	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------	--

表 横八セナチメートル 縦十セナチメートル

○デジタル庁令第一号
総務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。
規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正

改 正 後

改 正 前

第四十八条の二 法別表九十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百五十七号）第二条第一項若しくは第二項の被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務

三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第三条第一項の居住地の変更、同令第四条の国外への居住地の変更若しくは同令第五条第一項の国内への居住地の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第六条の被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第七条第一項若しくは第二項の氏名等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第八条の被爆者健康手帳の返還に関する事務

第七条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第四十八条の二 法別表九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百五十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

〔新設〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

第四十八条の二 法別表九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に

[第六十条の二の二] 法別表百十七の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第四条第一項の医療費の支給に関する事務

二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第二項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 石綿による健康被害の救済に関する法律による石綿健康被害医療手帳に関する事務

四 石綿による健康被害の救済に関する法律による石綿健康被害医療手帳に関する事務の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 石綿による健康被害の救済に関する法律第七条第一項若しくは第八条第一項の認定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律第九条の認定の取消しに関する事務

七 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第七条の死亡の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給の請求の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

[第六十条の三] 法別表百十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

〔二・三 略〕

[第六十四条] 法別表百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは同法附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

[第六十七条の二] 法別表百二十五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百二十六号）第三条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金、同法第八条第一項の追加給付金、同法第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費、同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費又は同法第十五条第一項の定期検査手当の支給に関する事務

〔新設〕

[第六十条の三] [同上]

一 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十九条第二項の特別遺族年金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

〔二・三 同上〕
〔新設〕

[第六十四条] 削除

[第六十五条] 法別表百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは同法附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

〔新設〕

[第六十五条] 法別表百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは同法附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

- 二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証に関する事務
- 三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）第二十二条第一項の氏名等の変更に関する事務

第六十七条の三 【略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この命令は、公布の日から施行する。
附 則

○デジタル庁・総務省令第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第三十七号）第九条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第三十七号）第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五条法律第二十七号）以下「法」という。第九条第一項の準法定事務処理者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の準法定事務は、次の表の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。

改

正

後

【同上】

改

正

前

五 都道府県知事

【略】

五 都道府県知事

【略】

五 都道府県知事

【同上】

- 二 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成三十年七月十日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通

- 一 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であつて次に掲げるもの

- 一 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に規定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務

- 二 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成三十年七月十日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通

120	〔法別表第一の総務省令で定める事務〕 第一条 〔略〕 〔2 119 略〕	改 正 後	備考 表中の「」の記載は注記である。	○総務省令第七号 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの規定を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 令和八年一月二十九日
1	〔法別表第一の総務省令で定める事務〕 法別表第一の五十七の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十条第一項の医療の給付の認定の申請又は同法第十七条第一項の医療費若しくは同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	改 正 後	〔略〕	五の二 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二条第二項に規定する関係県の知事
			〔略〕	「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成四年四月三十日付け環保業第二百二十七号環境事務次官通知）に基づく医療事業に係る医療手帳対象者への支給事業の実施に関する事務であつて「水俣病総合対策実施要領」（平成八年一月十二日付け環保企第十四号環境庁企画調整局環境保健部長通知）第二十二項に規定する療養費の支給に関するもの
			〔略〕	三 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
			〔同上〕	三 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
			〔同上〕	知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
			〔同上〕	申請に対する応答に関する事務

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第一項の医療の給付の認定の申請又は同法第十七条第一項の医療費若しくは同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
121||
275|| [略]

第二条 (法別表第二の総務省令で定める事務)

〔2～18 略〕

19 法別表第二の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十一条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当若しくは同法第二十八条第一項の保健手当の支給の認定の申請又は同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔二・三 略〕

四 被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 被爆者健康手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六 被爆者健康手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七 被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

〔2～83 略〕

第三条 (法別表第三の総務省令で定める事務)

〔2～22 略〕

23 法別表第三の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・三 略〕

四 被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 被爆者健康手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六 被爆者健康手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七 被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

八 被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

120||
274|| [同上]

第二条 (法別表第二の総務省令で定める事務)

〔2～18 同上〕

19 [同上]

一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当若しくは同法第二十八条第一項の保健手当の支給の認定の申請又は同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔二・三 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第三条 (法別表第三の総務省令で定める事務)

〔2～22 同上〕

〔一・三 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

法別表第三の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十七条第一項の医療費又は同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

5|
8| 項の一般疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
|「各」

法別表第三の二十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

24
〔新設〕 97||

二 一號) 第六条第二項の療養費の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条第二項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

101 || 100

99|| 98||

18 法別表第四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一、三、略〕

(法別表第四の総務省令で定める事務
第四条 同上

五　被爆者健康手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　被爆者健康手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
七　被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔新設〕

〔19
被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
82 略〕

〔新設〕
〔19
82〕
同上

〔法別表第五の総務省令で定める事務〕
第五条 [略]

〔法別表第五

法別表第五第七号の総務省令で定める事務は、次とのおりとする。

21
同上

四〔一・三・略〕
四 被爆者健康手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔新設〕 一三 同上

第一条 [略]

改

正

後

第一条 [同上]

改

正

前

五 被爆者健康手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	[新設]
六 被爆者健康手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	[新設]
七 被爆者健康手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	[新設]
八 被爆者健康手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査	[新設]
法別表第五第七号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	[新設]
一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十七条第一項の医療費又は同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	[新設]
二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十七条第一項の医療費又は同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所に対する応答	[新設]
法別表第五第三十二号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	[新設]
一 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条第二項の療養費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	[新設]
二 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条第二項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	[新設]

98 97 法別表第五第三十二号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	22 96 〔新設〕
一 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条第二項の療養費の支給の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	〔新設〕
二 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条第二項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	〔新設〕
98 97 〔新設〕	22 96 〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔新設〕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 総務省令第八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五の二の規定に基づき、住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務處理者に関する省令の一部を改正する省令

令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務處理者に関する省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務處理者に関する省令（令和六年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

総務大臣 林 芳正

五 都道府県知事

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝

硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であつて次に掲げるもの
一 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」(平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知)に規定する参

加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五の二 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)第二条第二項に規定する関係県の知事

一 「水俣病総合対策費補助金交付要綱」(平成四年四月三十日付け環保業第二百二十七号環境事務次官通知)に基づく医療事業に係る医療手帳対象者への支給事業の実施であつて次に掲げるもの
十四号環境庁企画調整局環境保健部長通知)第二十二項に規定する療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 「水俣病総合対策実施要領」(平成八年一月十二日付け環保企第

五の二 「水俣病総合対策費補助金交付要綱」に基づく医療事業に係る医療手帳対象者への支給事業の実施に関する事務であつて次に掲げるもの
給事業の実施に関する事務であつて次に掲げるもの
イ 「水俣病総合対策実施要領」第二十二項に規定する療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 「水俣病総合対策実施要領」第二十二項に規定する医療手帳交付者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔六一十一 同上〕

第二条 [新設]

〔一五 同上〕

〔六一十三 同上〕

〔同上〕

五 都道府県知事

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であつて次に掲げるもの
一 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」(平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知)に規定する参

加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五の二 「水俣病総合対策費補助金交付要綱」(平成四年四月三十日付け環保業第二百二十七号環境事務次官通知)に基づく医療事業に係る医療手帳対象者への支給事業の実施であつて次に掲げるもの
十四号環境庁企画調整局環境保健部長通知)第二十二項に規定する療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 「水俣病総合対策実施要領」(平成八年一月十二日付け環保企第

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第八十二号
農業改良資金金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）第九条第四項及び農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年農林水産省告示第三百八号（農業改良資金金融通法第九条第四項及び農業經營基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

		法 人	貸付けの日の属する期间	利 率
株式会社日本政策金融 公庫	(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄振興開発金融公庫	(略)	令和七年七月一日から令和七年九月三十日 まで	年一分五厘九毛	
		令和七年十月一日から令和八年十二月三十日 一日まで	年一分七厘一毛	
		令和八年一月一日から令和八年三月三十一 日まで	年一分六厘六毛	
今まで	今まで	令和七年七月一日から令和七年九月三十日 まで	年一分五厘一毛	(略)
今まで	今まで	令和八年一月一日から令和八年三月三十一 日まで	年一分五厘三毛	年一分六厘五毛

法人	株式会社日本政策金融公庫	貸付けの日の属する期間	利率
(略)	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	(略)	(略)
(新設)	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	(新設)	(新設)
(新設)	年一分五厘九毛	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

○環境省告示第六号

農業取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年二月農林省告示第二百四十六号）第二号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農業登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後		改 正 前	
(略)		(略)	
別表第一（第一号関係）		別表第一（第一号関係）	
農 薬 の 成 分		農 薬 の 成 分	
(略)		(略)	
S—ベンジルジプロピルカルバモチオエート（別名 プロスルホカルブ）		S—ベンジル＝ジプロピルチオカルバマート（別名 プロスルホカルブ）	
(略)		(略)	
(E) — 1 — [(6—クロロー—3—ピリジル) メチ ル] —N—ニトロイミダゾリジン—2—イミン（別 名イミダクロプリド）		1 — (6—クロロー—3—ピリジルメチル) —N—ニ トロイミダゾリジン—2—イリデンアミン（別名イ ミダクロプリド）	
(略)		(略)	
1 — [(1 RS) — 1, 2—ジメチルプロピル] —N— エチル—5—メチル—N—ピリダジン—4—イル— 1H—ピラゾール—4—カルボキシアミド（別名ジ ンプロピリダズ）		1 — [(1 RS) — 1, 2—ジメチルプロピル] —N— エチル—5—メチル—N—ピリダジン—4—イル— 1H—ピラゾール—4—カルボキシアミド（別名ジ ンプロピリダズ）	
1 — (3—クロロー—4, 5, 6, 7—テトラヒドロ ピラゾロ [1, 5—a] ピリジン—2—イル) —5— [(シクロプロビルメチル) アミノ] —1H—ピラ ゾール—4—カルボニトリル（別名シクロピラニル）		(新設)	
4—クロロー—2—フルオロー—5—[(RS) — (2, 2, 2—トリフルオロエチル) スルフィニル] フエ ニル—5—[(トリフルオロメチル) チオ] ペンチルエー テル（別名フルベンチオフェノックス）		(新設)	
別表第二（第二号関係）		別表第二（第二号関係）	
農 薬 の 成 分		農 薬 の 成 分	
(略)		(略)	
3—メトキシカルボニルアミノフェニル=3—メチ ルカルバニラート（別名フェンメティファム）		3—メトキシカルボニルアミノフェニル=3—メチ ルカルバニラート（別名フェンメティファム）	
基 準 値		基 準 値	
140mg/kg体重		140mg/kg体重	

(E) -1-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル] -N-ニトロイミダゾリジン-2-イミン(別名イミダクロブリド)	<u>7.4mg/kg体重</u>
1-(3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロビルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル(別名シクロピラニル)	<u>140mg/kg体重</u>
4-クロロ-2-フルオロー-5-[(RS)-(2, 2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル5-[(トリフルオロメチル)チオ]ベンチルエーテル(別名フルベンチオフェノックス)	<u>8.2mg/kg体重</u>
S-ベンジルジプロビルカルバモチオエート(別名プロスルホカルブ)	<u>160mg/kg体重</u>

弓張川(緑川右支流)

農 薬 の 成 分	基 準 値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
(略)				
1-[(1RS)-1, 2-ジメチルプロビル]-N-エチル-5-メチル-N-ピリダジン-4-イル-1H-ピラゾール-4-カルボキシアミド(別名ジンプロピリダズ)	2.0μg/bee	1.7μg/bee	0.82 μg/bee/day	1.8μg/bee
(E) -1-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル] -N-ニトロイミダゾリジン-2-イミン(別名イミダクロブリド)	0.0027 μg/bee	0.0022 μg/bee	0.00052 μg/bee/day	0.33 μg/bee
1-(3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロビルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル(別名シクロピラニル)	4 μg/bee	4 μg/bee	-	4.4 μg/bee
4-クロロ-2-フルオロー-5-[(RS)-(2, 2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル5-[(トリフルオロメチル)チオ]ベンチルエーテル(別名フルベンチオフェノックス)	4 μg/bee	20 μg/bee	-	0.84 μg/bee

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

弓張川(緑川左支流)

農 薬 の 成 分	基 準 値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
(略)				
1-[(1RS)-1, 2-ジメチルプロビル]-N-エチル-5-メチル-N-ピリダジン-4-イル-1H-ピラゾール-4-カルボキシアミド(別名ジンプロピリダズ)	2.0μg/bee	1.7μg/bee	0.82 μg/bee/day	1.8μg/bee
(新設)				
(新設)				
(新設)				

○環境省告示第七号

農業取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年二月農林省告示第二百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和8年1月29日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(略)	(略)
農　　葉　　の　　成　　分	農　　葉　　の　　成　　分
基　　準　　値	基　　準　　値
(略)	(略)
<i>N</i> —ベンジル—7 <i>H</i> —ブリン—6—アミン（別名ベ ンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）	<i>N</i> ⁶ —ベンジルアデニン又は <i>N</i> —ベンジル—1 <i>H</i> —ブ リン—6—アミン（別名ベンジルアデニン又はベン ジルアミノプリン）
0.16mg／1	0.16mg／1
(略)	(略)
1—[(1 <i>RS</i>)—1, 2—ジメチルプロピル]— <i>N</i> — エチル—5—メチル— <i>N</i> —ピリダジン—4—イル— 1 <i>H</i> —ピラゾール—4—カルボキシアミド（別名ジ ンプロピリダズ）	1—[(1 <i>RS</i>)—1, 2—ジメチルプロピル]— <i>N</i> — エチル—5—メチル— <i>N</i> —ピリダジン—4—イル— 1 <i>H</i> —ピラゾール—4—カルボキシアミド（別名ジ ンプロピリダズ）
0.55mg／1	0.55mg／1
4—[(5 <i>S</i>)—5—(3, 5—ジクロロ—4—フル オロフェニル)—5—(トリフルオロメチル)—4, 5—ジヒドロイソキサゾール—3—イル]— <i>N</i> — [(4 <i>R</i>)—2—エチル—3—オキソイソキサゾリ ジン—4—イル]—2—メチルベンザミド並びにそ の(5 <i>R</i> , 4 <i>R</i>)、(5 <i>R</i> , 4 <i>S</i>)及び(5 <i>S</i> , 4 <i>S</i>)異 性体の混合物（別名イソシクロセラム）	(新設)
0.02mg／1	
2, 3—ジヒドロ—2, 2—ジメチルベンゾフラン— 7—イル[(ジブチルアミノ)チオ]メチルカルバマ ト（別名カルボスルファン）	カルボスルファンとして 0.01mg／1、且つ、2, 3—ジヒド ロ—2, 2—ジメチルベンゾフラン—7—イルメ チルカルバマート（別名カルボフラン）として 0.00039mg／1
	(新設)
エチル <i>N</i> —{[(2, 3—ジヒドロ—2, 2—ジメ チルベンゾフラン—7—イル)オキシ]カルボニル} (メチル)アミノ]チオ}— <i>N</i> —イソプロピル— β — アラニナート（別名ベンフラカルブ）	ベンフラカルブとして0.023mg／1、 且つ、2, 3—ジヒドロ—2, 2— ジメチルベンゾフラン—7—イルメ チルカルバマート（別名カルボフラン）として 0.00039mg／1
	(新設)

そ の 他 告 示

○財務省告示第117号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第11号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和8年1月11十九日

財務大臣 片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・3年）	第152回	49,500,000円	49,480,290円
"	第153回	59,510,000円	59,486,302円
"	第154回	31,900,000円	31,887,296円
"	第155回	70,270,000円	70,242,024円
"	第156回	157,860,000円	157,797,132円
"	第157回	260,540,000円	260,436,226円
"	第158回	360,400,000円	360,256,446円
"	第159回	237,920,000円	237,825,234円
"	第160回	110,550,000円	110,505,970円
"	第161回	201,680,000円	201,535,396円
"	第162回	683,330,000円	682,295,450円
"	第163回	151,660,000円	151,599,602円
"	第164回	112,950,000円	112,905,016円
"	第165回	84,640,000円	84,606,296円
"	第166回	183,460,000円	183,226,146円
"	第167回	275,530,000円	275,134,854円
"	第168回	362,170,000円	361,333,489円
"	第169回	500,930,000円	499,337,825円
"	第170回	482,720,000円	481,258,338円
"	第171回	286,530,000円	285,894,305円
"	第172回	790,660,000円	788,265,894円

"	第173回	1,370,850,000円	1,367,136,138円
"	第174回	2,660,330,000円	2,649,971,295円
"	第175回	40,000,000円	39,797,880円
"	第176回	10,000,000円	9,953,148円
"	第177回	20,000,000円	19,903,568円
"	第178回	53,000,000円	52,719,778円
"	第179回	5,500,000円	5,477,034円
"	第181回	2,000,000円	1,992,425円
"	第186回	41,430,000円	41,426,629円
個人向け利付国庫債券（固定・5年）	第118回	49,300,000円	49,280,364円
"	第119回	51,600,000円	51,579,452円
"	第120回	27,300,000円	27,289,132円
"	第121回	33,120,000円	33,106,816円
"	第122回	83,200,000円	83,166,860円
"	第123回	87,160,000円	87,125,282円
"	第124回	85,000,000円	84,966,142円
"	第125回	205,530,000円	205,448,132円
"	第126回	307,550,000円	307,427,494円
"	第127回	164,800,000円	164,734,354円
"	第128回	34,500,000円	34,486,260円
"	第129回	209,300,000円	209,216,636円
"	第130回	174,610,000円	174,540,450円
"	第131回	167,750,000円	167,683,190円
"	第132回	197,540,000円	197,461,316円
"	第133回	149,300,000円	149,240,532円
"	第134回	115,200,000円	115,154,120円
"	第135回	118,300,000円	118,252,882円

"	第136回	93,000,000円	92,962,958円
"	第137回	175,890,000円	175,819,942円
"	第138回	163,940,000円	163,874,702円
"	第139回	195,060,000円	194,982,294円
"	第140回	93,500,000円	93,462,762円
"	第141回	489,200,000円	488,927,186円
"	第142回	640,740,000円	639,821,058円
"	第143回	568,060,000円	567,381,104円
"	第144回	864,180,000円	862,940,600円
"	第145回	679,000,000円	678,242,622円
"	第146回	387,700,000円	387,422,020円
"	第147回	162,700,000円	162,622,236円
"	第148回	75,600,000円	75,569,892円
"	第149回	586,590,000円	585,935,712円
"	第150回	684,060,000円	682,915,394円
"	第151回	1,205,270,000円	1,202,100,744円
"	第152回	2,472,100,000円	2,463,826,716円
"	第153回	1,136,810,000円	1,134,545,424円
"	第154回	678,810,000円	677,836,452円
"	第155回	642,840,000円	641,559,442円
"	第156回	699,440,000円	697,600,834円
"	第157回	1,390,260,000円	1,386,272,004円
"	第158回	2,110,340,000円	2,102,777,594円
"	第159回	2,274,140,000円	2,263,477,895円
"	第160回	2,419,000,000円	2,407,242,087円
"	第161回	1,065,650,000円	1,062,356,588円
"	第162回	3,164,470,000円	3,151,610,211円
"	第163回	3,427,130,000円	3,414,568,116円

"	第164回	8,100,260,000円	8,061,638,676円
"	第165回	72,000,000円	71,581,152円
"	第166回	10,000,000円	9,943,711円
"	第168回	11,700,000円	11,633,497円
"	第169回	5,000,000円	4,975,349円
"	第170回	6,000,000円	5,977,267円
"	第171回	50,000円	49,776円
"	第172回	5,000,000円	4,984,614円
"	第173回	3,000,000円	2,993,304円
"	第176回	123,870,000円	123,857,885円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第70回	26,340,000円	26,185,743円
"	第71回	42,410,000円	42,166,687円
"	第72回	125,120,000円	124,357,296円
"	第73回	47,260,000円	46,977,567円
"	第74回	28,330,000円	28,167,965円
"	第75回	130,090,000円	129,364,378円
"	第76回	378,930,000円	376,710,684円
"	第77回	20,970,000円	20,849,695円
"	第78回	79,840,000円	79,353,321円
"	第79回	46,930,000円	46,649,536円
"	第80回	39,450,000円	39,234,108円
"	第81回	158,920,000円	158,033,587円
"	第82回	215,760,000円	214,496,363円
"	第83回	843,370,000円	838,531,362円
"	第84回	79,010,000円	78,528,384円
"	第85回	31,260,000円	31,073,188円

"	第86回	104,640,000円	104,029,802円
"	第87回	153,160,000円	152,305,704円
"	第88回	103,450,000円	102,844,134円
"	第89回	58,150,000円	57,816,390円
"	第90回	116,700,000円	115,988,637円
"	第91回	89,340,000円	88,806,088円
"	第92回	221,240,000円	219,962,568円
"	第93回	131,090,000円	130,358,837円
"	第94回	111,160,000円	110,508,974円
"	第95回	192,080,000円	190,978,029円
"	第96回	222,490,000円	221,133,754円
"	第97回	71,030,000円	70,605,512円
"	第98回	202,070,000円	200,932,410円
"	第99回	247,280,000円	245,900,728円
"	第100回	241,150,000円	239,737,666円
"	第101回	245,490,000円	244,081,594円
"	第102回	157,890,000円	156,927,555円
"	第103回	222,410,000円	221,080,825円
"	第104回	138,870,000円	138,087,597円
"	第105回	144,830,000円	144,022,178円
"	第106回	128,970,000円	128,214,676円
"	第107回	357,370,000円	355,319,712円
"	第108回	394,600,000円	392,194,597円
"	第109回	412,270,000円	409,806,144円
"	第110回	498,210,000円	495,388,161円
"	第111回	328,730,000円	326,896,400円
"	第112回	314,510,000円	312,668,017円

"	第113回	563,520,000円	560,286,959円
"	第114回	248,260,000円	246,746,670円
"	第115回	391,050,000円	388,712,968円
"	第116回	467,200,000円	464,538,163円
"	第117回	582,520,000円	579,270,780円
"	第118回	623,150,000円	619,500,363円
"	第119回	502,630,000円	499,746,309円
"	第120回	709,180,000円	704,856,962円
"	第121回	22,890,000円	22,753,207円
"	第122回	59,140,000円	58,807,326円
"	第123回	22,030,000円	21,907,132円
"	第124回	62,420,000円	62,054,438円
"	第125回	91,320,000円	90,796,092円
"	第126回	234,340,000円	232,911,524円
"	第127回	456,200,000円	453,473,617円
"	第128回	324,980,000円	323,145,673円
"	第129回	473,580,000円	470,938,436円
"	第130回	306,480,000円	304,685,034円
"	第131回	243,060,000円	241,665,539円
"	第132回	990,510,000円	984,472,005円
"	第133回	248,490,000円	247,004,960円
"	第134回	204,260,000円	203,103,378円
"	第135回	184,200,000円	183,172,583円
"	第136回	282,770,000円	281,113,910円
"	第137回	166,300,000円	165,345,920円
"	第138回	247,350,000円	245,842,212円
"	第139回	256,260,000円	254,728,521円

"	第140回	272,870,000円	271,311,507円
"	第141回	1,943,330,000円	1,932,490,257円
"	第142回	431,420,000円	428,893,321円
"	第143回	582,450,000円	579,108,395円
"	第144回	740,490,000円	735,976,142円
"	第145回	648,180,000円	644,306,297円
"	第146回	1,672,180,000円	1,663,292,139円
"	第147回	672,220,000円	668,470,471円
"	第148回	708,880,000円	704,728,309円
"	第149回	544,670,000円	541,545,145円
"	第150回	680,650,000円	676,500,922円
"	第151回	470,750,000円	467,936,673円
"	第152回	1,032,520,000円	1,026,671,926円
"	第153回	536,320,000円	533,328,501円
"	第154回	980,950,000円	975,204,855円
"	第155回	831,300,000円	826,530,698円
"	第156回	976,080,000円	970,130,026円
"	第157回	595,820,000円	592,259,225円
"	第158回	962,380,000円	957,177,318円
"	第159回	931,810,000円	926,612,499円
"	第160回	512,290,000円	509,289,680円
"	第161回	977,060,000円	971,454,418円
"	第162回	655,580,000円	651,583,747円
"	第163回	774,720,000円	770,090,068円
"	第164回	1,243,620,000円	1,236,579,538円
"	第165回	789,170,000円	784,768,140円
"	第166回	703,030,000円	698,912,566円

"	第167回	905,020,000円	899,827,743円
"	第168回	653,120,000円	649,138,753円
"	第169回	965,040,000円	959,272,654円
"	第170回	1,064,070,000円	1,057,978,894円
"	第171回	906,880,000円	901,835,316円
"	第172回	844,100,000円	839,156,372円
"	第173回	813,580,000円	808,934,083円
"	第174回	1,300,880,000円	1,292,950,087円
"	第175回	1,103,400,000円	1,096,805,765円
"	第176回	2,805,980,000円	2,789,354,982円
"	第177回	23,000,000円	22,834,230円
"	第178回	23,820,000円	23,669,660円
"	第179回	8,000,000円	7,954,489円
"	第180回	30,000,000円	29,834,277円
"	第181回	13,000,000円	12,938,016円
"	第182回	1,000,000円	996,463円
"	第183回	5,000,000円	4,979,042円
"	第188回	62,620,000円	62,614,339円
合 計		99,067,750,000円	98,625,221,842円

面 広 告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月29日	種	類	実施時期	図名	縮尺レベル
電子地形図50000			令和7年	佐幌岳	50000
"			"	西達布	"
"			"	山部	"

"	幾春別岳	"	"	"	能登飯田	"
"	新得	"	"	"	宝立山	"
"	落合	"	"	"	輪島	"
"	石狩金山	"	"	"	小千谷	"
"	石狩鹿島	"	"	"	岡野町	"
"	御影	"	"	"	柿崎	"
"	千栄	"	"	"	高田西部	"
"	日高	"	"	"	十日町	"
"	紅葉山	"	"	"	高田東部	"
"	札内岳	"	"	"	越後湯沢	"
"	幌尻岳	"	"	"	苗場山	"
"	岩知志	"	"	"	飯山	"
"	穂別	"	"	"	四万	"
"	鶯宿	"	"	"	岩菅山	"
"	角館	"	"	"	中野	"
"	刈和野	"	"	"	穴水	"
"	羽後和田	"	"	"	劍地	"
"	新町	"	"	"	七尾	"
"	六郷	"	"	"	富来	"
"	大曲	"	"	"	氷見	"
"	本荘	"	"	"	石動	"
"	川尻	"	"	"	津幡	"
"	横手	"	"	"	御殿場	"
"	浅舞	"	"	"	富士宮	"
"	矢島	"	"	"	沼津	"
"	焼石岳	"	"	"	吉原	"
"	稻庭	"	"	"	修善寺	"
"	湯沢	"	"	"	駒越	"
"	鳥海山	"	"	"	下田	"
"	栗駒山	"	"	"	奥津	"
"	秋ノ宮	"	"	"	湯本	"
"	羽前金山	"	"	"	根雨	"
"	大沢	"	"	"	横田	"
"	岩ヶ崎	"	"	"	津山西部	"
"	鳴子	"	"	"	勝山	"
"	新庄	"	"	"	上石見	"
"	清川	"	"	"	多里	"
"	象潟	"	"	"	福渡	"
"	酒田	"	"	"	皆部	"
"	吹浦	"	"	"	新見	"
"	鶴岡	"	"	"	庄原	"
"	三瀬	"	"	"	岡山北部	"
"	珠洲岬	"	"	"	高梁	"

"	油木	"
"	上下	"
"	神子元島	"
"	霧島山	"
"	栗野	"
"	宮之城	"
"	西方	"
"	国分	"
"	加治木	"
"	川内	"
"	羽島	"
"	岩川	"
"	鹿児島	"
"	伊集院	"
"	鹿屋	"
"	垂水	"
"	加世田	"
"	野間岳	"
"	内之浦	"
"	大根占	"
"	開聞岳	"
"	枕崎	"
"	坊	"
"	辺塚	"
"	佐多岬	"
"	中之島	"
"	諫訪之瀬島	"
"	宝島	"

備考 地図の提供開始日 令和8年1月30日

種類

- 基盤地図情報
- ・測量の基準点
- ・海岸線
- ・行政区画の境界線及び代表点
- ・道路線
- ・軌道の中心線
- ・標高点
- ・水涯線
- ・建築物の外周線
- ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点
- ・街区の境界線及び代表点

備考 地図の提供開始日 令和8年1月30日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト (<https://www.gsi.go.jp/kiban/>)において供する。

実施時期

令和7年 全国度

摘要要

令和8年1月版

公報

詔勅 備 報

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第1号

秋田市牛島東7丁目9番10号

債務者 東北通商株式会社

代表者代表取締役 青木 聰

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴田 隆志
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時

秋田地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第3号

秋田市牛島東7丁目9番10号、移転前の住所
秋田県能代市浅内字下西山53番地7

債務者 株式会社J E S

代表者代表取締役 青木 航

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴田 隆志
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第165号

栃木県足利市花園町16番地2

債務者 株式会社 高橋製作所

代表者代表取締役 高橋 孝典

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小沼 正毅

- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第2937号

神奈川県鎌倉市台4-3-19 コーポラス
ジョイ102号室、商業登記簿上の本店所在地
神奈川県鎌倉市台4丁目2番2号

債務者 鎌倉十井有限会社

代表者取締役 小林 聖司

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西本 曜
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3126号

愛知県小牧市掛割町50番地1

債務者 株式会社イーストライン

代表者代表取締役 東 瞳子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤麻衣子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3179号

愛知県春日井市神屋町2298番地の460

債務者 有限会社インターナショナル・プラン
ニング

代表者代表取締役 山内 聰

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 康秀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第1号	1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 弥生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後1時30分 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第6612号	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 真也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1262号	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 泰親 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第473号	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安本 良太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第607号	新潟市西区山崎1142番地 債務者 株式会社日本クリエイト 代表者代表取締役 田中 勝見

令和7年(フ)第3274号	名古屋市名東区社台3丁目70番地 債務者 有限会社相原工務店 代表者代表取締役 相原 正 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福谷 朋子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第3131号	横浜市鶴見区諒訪坂17番1号 債務者 興和建設株式会社 代表者代表取締役 酒井 通雄 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原藤 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第6380号	大阪府高槻市東五百住町2丁目16番35号 債務者 イフクリーナーズ株式会社 代表者代表清算人 藤澤 熱 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 成輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第6606号	大阪府茨木市大手町8番19号 債務者 有限会社昇湧 代表者取締役 木村 晴夫 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山川 哲弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6551号	大阪市中央区安土町2丁目2番15号ハウゼン 堺筋本町駅前ビル502 債務者 株式会社C j o i n 代表者代表取締役 大仲 淳 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田興治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和8年(フ)第13号	大阪府泉大津市旭町14番3号 債務者 日ア株式会社 代表者代表取締役 西川 昭彦 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橘高 悠一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第1205号	堺市堺区戎之町東5丁5番9オリエントシティ戎之町東204、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区京町堀一丁目11番7号京旺ビル 4階B号室 債務者 E I T E N—F I L M合同会社 代表者代表社員 西田 雅一
令和7年(フ)第278号	和歌山県有田郡湯浅町大字栖原692番地7、前の本店所在地和歌山市中之島703番地2 債務者 株式会社R I Z H 代表者代表取締役 蔡 浩志 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 祥博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時35分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和8年(フ)第1号	長崎県雲仙市吾妻町馬場名1475番地3 債務者 吾妻旬菜株式会社 代表者代表取締役 長谷川征七郎 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今井 一成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時30分 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第6600号	大阪府門真市北岸和田2丁目6番6号 債務者 雅サービス合同会社 代表者代表社員 緒方 雅幸 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下枝 歩美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第653号	大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西2丁目22番18号 債務者 ナカオ商会株式会社 代表者代表取締役 中尾 博文 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 修大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第124号	山形県米沢市万世町金谷287番地の1 債務者 有限会社さかの 代表者代表取締役 坂野 祐一 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神原 祐哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第739号	埼玉県八潮市伊草2丁目6番地3 債務者 中島雄一郎 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒澤 洋介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後1時30分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和8年(フ)第4号	和歌山市新通6丁目29番地 債務者 ドッグ繊維株式会社 代表者代表取締役 向井 公崇 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阪本 康文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時15分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第6392号	大阪市住之江区北加賀屋5丁目5番58-303号 債務者 株式会社T-TRANS 代表者代表取締役 高橋 貞康 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 雅信 大阪地方裁判所第6民事部
令和8年(フ)第17号	大阪府摂津市鳥飼本町2丁目4番43号 債務者 株式会社齋藤精工 代表者代表清算人 齋藤 博樹 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 瞳子 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間	次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第146号	愛媛県新居浜市又野3丁目3番45号 債務者 佐光 通政 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 裕章 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第666号	大阪府和泉市伏屋町4丁目11番53-105号、前住所堺市北区北長尾町1丁2番19-502号(前々住所)大阪府泉大津市旭町21-24-102 メゾン旭駅前102 債務者 Barアレグラこと 大路 喜彦 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和8年(フ)第3号	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚2988番地2 債務者 新井 勝巳 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 弓子 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第193号	青森県弘前市大字小友字宇田野208番地2 債務者 幸山 一志 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葛西 聰 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第732号	神奈川県厚木市林4丁目16番22号 HAYA SHI Act. 1 102 債務者 加糠 努 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阪之上克己 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第8号	宮城県名取市田高字南539番地 メゾンミナミII 105号、前住所山形県鶴岡市湯野浜1丁目25番43号 債務者 奥山 眞道 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日詰 直史 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第3180号	愛知県春日井市中央台3-1-2 中央台団地第210号棟第102号室、住民票上の住所愛知県春日井市神屋町2298番地460 債務者 山内 聰 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩本 康秀 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第862号 群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1053番地11816、 前住所木本郡真岡市大谷新町3番地15 債務者 黒古 裕二</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横須賀徳博 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和8年(フ)第2号 千葉県浦安市高洲3丁目25番19号、住民票上の住所秋田市牛島東七丁目9番9号 債務者 青木 聰 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 隆志 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 秋田地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2233号 東京都多摩市落合3丁目2番地8-408 債務者 正木 裕子 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 重仁 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月17日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第2375号 東京都八王子市打越町2006番地2クリオ北野 壳番館103号 債務者 篠崎 大葵 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 浩幸 	<p>4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで</p> <p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午後2時</p> <p>6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第2975号 横浜市青葉区田奈町7番地18 ピューコート QM106号室、住民票上の住所川崎市麻生区 千代ヶ丘5丁目5番地17 債務者 桑原 賢祐</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩野 貴史 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月25日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和8年(フ)第1号 長野県上田市常入1丁目7番10号 シエソワ 常入207号 債務者 高木 祥 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀内 優香 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 長野地方裁判所上田支部 令和7年(フ)第450号 埼玉県深谷市上野台203番地 債務者 萩野 正博 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 和久 4 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月21日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで 長野地方裁判所上田支部 	<p>令和7年(フ)第100号 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町420番地6 コ ティA2棟A2-1号 債務者 長友 敏彦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増川 拓 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係 令和7年(フ)第105号 北海道室蘭市本輪西町3丁目1番8号、前住所北海道室蘭市陣屋町2丁目7番2号 債務者 佐々木和弘 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 正樹 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係 令和7年(フ)第108号 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町413番地4 美 沢団地2号棟203号室、住民票上の住所北海 道虻田郡洞爺湖町香川51番地 債務者 矢野 寿文 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木橋俊輔 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係 令和7年(フ)第2928号 神奈川県鎌倉市台4丁目3番19号 コーポラ スジョイ102 債務者 小林 聖司 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 隆行 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月28日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和8年(フ)第20号 東京都福生市南田園2丁目16番地福生団地 11-403 債務者 舘上 理吉 <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野真一郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
---	---	---

令和7年(フ)第277号

静岡県富士市宮下133番地の19

債務者 阿部 泰宣

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉山 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで

静岡地方裁判所富士支部

令和8年(フ)第6号

栃木県足利市助戸新山町1051番地2

債務者 高橋 孝典

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小沼 正毅
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月24日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第169号

鳥取県鳥取市卯垣5丁目8番地 住宅型有料老人ホーム エルスリー鳥取、旧住所鳥取県鳥取市立川町6丁目234番地 市住11-16号

債務者 倉本 真

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西堀 省吾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日前11時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第121号

福岡県行橋市泉中央5丁目11番57号

債務者 山田理重子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡 直幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第805号

北九州市小倉北区中井4丁目5番2-302号

債務者 インテリアIKUTAこと 生田 忠道

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾崎 英司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第87号

長崎県諫早市栗面町767番地1 市住D棟101号

債務者 中村 亮太

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野 竜之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第88号

長崎県諫早市原口町856番地1 近松アパート5号

債務者 堀口 進

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 一成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第129号

福岡県行橋市大字道場寺1541番地22、前住所福岡県行橋市大字道場寺1522番地5 エクレール・バナA202

債務者 中原 孝浩

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷川 啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第698号

北九州市小倉北区高尾2丁目13番8号(サンコートA棟207号)、前住所北九州市小倉南区下南方2丁目9番15-105号

債務者 浜崎優希菜(旧姓松本・有馬)

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 研太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1003号

北九州市小倉南区沼南町1丁目14番12-205号

債務者 廣瀬 克美

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 牧史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1034号

北九州市戸畠区小芝2丁目2番11号

債務者 佐々木 恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小原 隆寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第121号

鹿児島県薩摩川内市永利町1933番地4

債務者 田中加代子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河口友一朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第288号

奈良県橿原市久米町734番地 竹上ハイツ

2F-D

債務者 乗名 和樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富島 淳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(フ)第1号

福岡県久留米市荒木町白口1111番地5

債務者 田平 智子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場 幸太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第2450号

札幌市豊平区西岡5条2丁目8番7-103号

債務者 中川 修

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 逸美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

札幌地方裁判所民事第4部

<p>令和7年(フ)第3182号 横浜市鶴見区本町通4丁目176番地5 アルファフェリス101 債務者 高柳 大輔 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 康広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和8年(フ)第3号 静岡県沼津市西添町8番地の4 フェイヴァリト西添205 債務者 増田 敬太 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩 大祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第842号 栃木県宇都宮市御幸町3番地4 ラマシア御幸町113号 債務者 梶 洋一 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 最首 克也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p> <p>令和7年(フ)第859号 栃木県宇都宮市立伏田463番地35、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4871番地106 B 債務者 柚木 進治 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 最首 克也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第221号 群馬県太田市東新町490番地1 メゾンヴェニールB-203号 債務者 渡部 陽久 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田寿栄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 前橋地方裁判所太田支部</p> <p>令和7年(フ)第226号 群馬県太田市内ヶ島町925番地6 債務者 橋本 圭典 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平賀 真明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 前橋地方裁判所太田支部</p> <p>令和7年(フ)第3121号 横浜市金沢区富岡西3丁目33番22-104号 債務者 田原 省三 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田島 宏峰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第453号 群馬県前橋市下細井町703番地15 債務者 吉野 英明 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱田みどり 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第608号 東京都足立区足立2丁目29番11号 ローズマンション303 債務者 田中 勝見</p>	<p>1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 弥生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第1404号 宮城県宮城郡松島町磯崎字美映の丘99番地 美映の丘町営住宅16号棟-2 債務者 大山 義信 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大泉 光央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 山形地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第42号 福島県南相馬市鹿島区西町3丁目86番地の1 アルカンシエルⅢナデシコ102、従前の住所 和歌山県和歌市福島670番地10 福島アパート3号 債務者 石塚 龍斗 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北目 哲郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福島地方裁判所相馬支部</p> <p>令和7年(フ)第342号 山梨県韮崎市本町1丁目4番21号、前住所山梨県北杜市高根町清里3545番地357 B 債務者 三上 浩太 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 成輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第362号 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條720番地1 債務者 秋山 健太 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 板山 俊一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p>
--	--	---

令和7年(フ)第626号

岡山県倉敷市児島稗田町1529番地 フォーブル放駒105
債務者 原 広雄美

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西野 淑子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第640号

広島県東広島市八本松南2丁目5-2-3
債務者 奥田 芳孝

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 麻実
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第94号

熊本県八代郡氷川町河原52番地8
債務者 平野 好実

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠山 真浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで

熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第384号

沖縄県那覇市具志1丁目6番19号
債務者 山口 信江

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊佐香菜子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第125号

山形県米沢市万世町金谷287番地の1
債務者 坂野 祐一

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神原 祐哉

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時5分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第3238号

神奈川県茅ヶ崎市芹沢4097番地4

債務者 島内 進

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山岸 龍文

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後2時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第356号

山梨県笛吹市石和町八田304番地4

債務者 数野奈津美

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 清田 路子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第64号

滋賀県長浜市余呉町菅並744番地

債務者 横山 友和

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 湯坐麻里子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

大津地方裁判所長浜支部破産係

令和7年(フ)第373号

愛媛県伊予郡松前町大字北川原135番地1

債務者 好永 和広

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 永井 卓也

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第33号

愛媛県大洲市西大洲甲14番地3

債務者 松平 京介

1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 池本 真彦

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

松山地方裁判所大洲支部

令和7年(フ)第663号

熊本市南区城南町藤山3325番地16、転入前住所福岡県久留米市藤山町1634番地13

債務者 田中 章雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 村山 雅則

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第691号

熊本県合志市御代志1419番地12、住民票上の住所熊本中央区花畠町13番29号 喜三遊ビル6階

債務者 内村竜之助

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 木上 望

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第474号

沖縄県浦添市沢崎1丁目46番1-301号 上沢マンション

債務者 坂口 勇二

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 安本 良太

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第475号

沖縄県浦添市沢崎1丁目46番1-301号 上沢マンション

債務者 坂口登代美

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 安本 良太

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第634号

大阪府岸和田市上松町1197番地の1

債務者 今日のおかずこと 柿本いづみ

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小美野達之

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第659号

大阪府阪南市鳥取中176番地の2

債務者 山口 恭太(旧姓阿形)

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鍋谷 文子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第294号

高知市朝倉己264番地2 ヒルズ七宝東棟207

債務者 弘田 香

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 金子 努

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後1時50分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第298号

長崎県長崎市芒塚町30番地9 芒塚ハイツ

201

債務者 峰 春香(旧姓堤)

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小泉 朋子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第180号	宮城県栗原市栗駒桜田蛇檜74番地62、住民票上の住所宮城県栗原市鶯沢袋千刈田裏4番地 債務者 小野 千恵
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 別城 尚人	3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後3時
3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時	4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時	5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで	仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第654号	大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西2丁目22番18号 債務者 ナカオ商会こと 中尾 博文
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 吉倉 邦樹	3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分
3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分	4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで	5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで	大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第678号	大阪府和泉市伯太町6丁目10番20-608号 債務者 柿本 謙二
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 越智 信哉	3 破産管財人 弁護士 酒井 卓也
3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時	5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで	大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第681号	大阪府岸和田市池尻町261-B206、住民票上の住所大阪府和泉市和氣町2丁目3番4-503号 債務者 R. K Paintこと 坂口 和輝
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 井上 周一	3 破産管財人 弁護士 橋高 悠一
3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分	5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで	大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第9号	大阪府泉佐野市中庄1329番地の19 債務者 中川 正記

令和7年(フ)第692号	大阪府大阪狭山市西山台4丁目3番44-511号、営業所兵庫県姫路市増位本町2丁目12-10 イオン姫路店内 債務者 東風こと 竹本 信雄
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 森川 裕介	3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時30分
3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時10分	4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで	5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第10号	大阪府泉佐野市日根野1458番地の3 債務者 亀山真由美
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 吉倉 邦樹	3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分
3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分	4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで	5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで	大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和8年(フ)第12号	大阪府泉佐野市中町1丁目3番62-105号 債務者 知念 慶人
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 益田 陽介	3 破産管財人 弁護士 酒井 卓也
3 破産管財人 弁護士 酒井 卓也	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時	5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和8年(フ)第14号	大阪府泉大津市東雲町11番23-301号 債務者 西川 昭彦
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 益田 陽介	3 破産管財人 弁護士 橋高 悠一
3 破産管財人 弁護士 橋高 悠一	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時	5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで	大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第685号	熊本市東区健軍3丁目50番1号 レスピワー ルM IWA 1001 債務者 中村 隆則
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 益田 陽介	3 破産管財人 弁護士 稲垣 実里
3 破産管財人 弁護士 稲垣 実里	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時45分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時45分	5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで	水戸地方裁判所
令和7年(フ)第686号	熊本市東区健軍3丁目50番1号 レスピワー ルM IWA 1001 債務者 中村 ユカ
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 益田 陽介	3 破産管財人 弁護士 菊池 俊輔
3 破産管財人 弁護士 菊池 俊輔	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時15分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時15分	5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで	水戸地方裁判所
令和7年(フ)第482号	茨城県水戸市酒門町4484番地の53 債務者 福山 千寿(旧姓菊田)
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 菊池 俊輔	3 破産管財人 弁護士 稲垣 実里
3 破産管財人 弁護士 稲垣 実里	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時45分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時45分	5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで	水戸地方裁判所
令和7年(フ)第1279号	茨城県水戸市白梅4丁目2番25号 P l u m i n V i l l a g e 203号、前住所大阪府大阪市西成区松2丁目6番40-303号 債務者 宮田 未悠(旧姓井上)
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 鈴木 裕也	3 破産管財人 弁護士 小林 邦子
3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕也	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時	5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで	大阪府松原市立部2丁目220番地の8、前住所大阪市住吉区我孫子東2丁目7番13-903号 債務者 植田 真央(旧姓下地)
令和7年(フ)第247号	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 小林 邦子	3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕也
3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕也	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時	5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで
5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで	水戸地方裁判所

令和8年(フ)第1号

青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山784番地1
債務者 珍田 定光

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 花田 勝彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで

青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第157号

青森県弘前市大字松原東4丁目15番地1
債務者 伊藤 親弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原大記
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第2269号

埼玉県川口市西青木3丁目15番30号 L'e s p o i r 101号
債務者 服部 大樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 味佐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第6627号

大阪府吹田市千里丘下22番11号
債務者 浅利 五郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藏田 貴之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第281号

奈良県大和高田市大字野口76番地9
債務者 花房 駿利

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野島 佳枝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第1313号

札幌市中央区南19条西12丁目1番16-804号
債務者 西田みゆき

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅野 綾子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2643号

札幌市北区屯田3条4丁目2番15号 ラボール屯田A-103号
債務者 沼倉 舞

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原圭奈子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第95号

石川県小松市安宅町ヌ55番地37、従前の住所群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目2番8号
債務者 村井 祐策

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山上 充之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

金沢地方裁判所小松支部

令和7年(フ)第2819号

名古屋市中村区畠江通4丁目21番地の1 クリスタルハイツ403
債務者 千葉美千雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 工藤 正朗

- 3 破産管財人 弁護士 森川 聖也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3005号

名古屋市千種区若水3丁目28番17号、住民票上の住所愛知県岡崎市丸山町字白羽根15番地1

- 1 債務者 大山 修一
- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山村 豊弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1195号

堺市北区百舌鳥赤畠町3丁117番地7
債務者 山本 勝彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 あや
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1247号

大阪府藤井寺市林2丁目6番30-302号
債務者 窪田 千恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 磯野 賢士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第764号

北九州市小倉南区上石田2丁目9番10-301号、前住所北九州市小倉南区守恒2丁目8番32-1403号

- 1 債務者 藤永 健
- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 工藤 正朗

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第827号

北九州市八幡西区熊西2丁目3番19-1103号
債務者 TRATTORIA さばてんこと 濱村 健造

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 啓輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第870号

北九州市小倉北区泉台2丁目13番12-303号
債務者 山田 幸恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤野 奈美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1036号

北九州市八幡西区御開4丁目12番2号 (201)
債務者 堀下 宏之

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網谷 拓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1037号

北九州市八幡西区御開4丁目12番2号 (201)
債務者 堀下 有美 (旧姓吉川)

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網谷 拓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第2343号 埼玉県加須市南大桑738番地1 債務者 丹治 勝一 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 和男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田興治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第6234号 大阪市西淀川区御幣島4丁目13番10号 シェ・モアミテジマ 101号室 債務者 本郷 真一 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 宏貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6250号 大阪府東大阪市吉田5丁目7-15 H-maison東花園102、住民票上の住所大阪府東大阪市鴻池元町10番45-1006号 債務者 岡嶋 浩二 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 昌浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田興治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福谷 朋子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第6608号 大阪府茨木市郡3丁目28番4号 債務者 木村 晴夫 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山川 哲弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6318号 大阪府豊中市曾根東町1丁目10番31-501号 債務者 酒井 やよい 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平岩 佑彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤岡 朗以 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福谷 朋子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第279号 和歌山市砂山南1丁目4番19号 ヒルズ砂山601、前住所和歌山市中之島487番地2 プレゾンR24-A 債務者 蔡 浩志 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 祥博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第6379号 大阪府高槻市東五百住町2丁目16番35号 債務者 藤澤 獻 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 裕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鍛冶 孝亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 雅彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係	令和7年(フ)第767号 埼玉県草加市長栄2丁目9番地7 エクレール草加1106号 債務者 池田 義弘 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河内 智子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第6552号 大阪府吹田市竹見台2丁目1千里グリーンヒルズ竹見台201号棟906号、住民票上の住所 大阪市旭区新森7丁目1番2号 エスコート新森 403 債務者 池田 尚晃	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久世 曜美	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 修一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	

令和7年（フ）第792号 埼玉県越谷市大字上間久里299番地3 千間台リバーサイド2 債務者 鈴木 佑太 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 翔一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年（フ）第268号 長崎県長崎市田上2丁目16番8号 フェリックス田上A1 債務者 貞方 正司 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池内 愛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年（フ）第64号 長崎県島原市萩原2丁目5126番地 債務者 松田 崇秀 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 裕貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日前11時 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで 長野地方裁判所伊那支部	令和7年（フ）第72号 長野県駒ヶ根市赤穂3293番地1 債務者 黒岩 徳親 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 裕貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日前11時 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで 長野地方裁判所伊那支部
令和7年（フ）第3132号 横浜市鶴見区諏訪坂17番1号 債務者 酒井 通雄 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原藤 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第322号 長崎県長崎市矢上町38番18号 債務者 浦山 夢太 1 決定年月日時 令和8年1月16日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森永 正之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年（フ）第402号 栃木県宇都宮市西川田町929番地26 Sun West ECO 102号室 債務者 野沢 誠宏 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 邦栄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日前11時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第56号 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937番地 ケアハウスみどり園 債務者 川上 國博 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱田由紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部
令和7年（フ）第3370号 横浜市都筑区池辺町3219、住民票上の住所秋田県横手市南町9番75号 債務者 戸澤 和江 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 彩子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第796号 栃木県栃木市大宮町1748番地14 債務者 石山 真史 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田弘太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第282号 愛知県一宮市伝法寺5丁目15番地26 債務者 中村 麻衣 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（フ）第599号 宮崎市大坪西2丁目16番3-1号 県営住宅、前住所福岡市南区清水3丁目24番34-304号 フラワーマンションV 債務者 林 亜希 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 大樹 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年（フ）第601号 大阪府門真市北岸和田2丁目6番6号 債務者 雅エキスプレスこと 緒方 雅幸 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下枝 歩美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日前2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第839号 栃木県鹿沼市千渡1664番地7 レジデンス・ノヴァB102 債務者 加藤 悅朗	令和7年（フ）第244号 愛知県江南市草井町西423番地 債務者 馬場佐代子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細野 優子	令和7年（フ）第153号 宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田6681番地 債務者 有馬 優斗 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 直哉 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ) 第643号	大阪府泉南郡岬町深日2750番地の1 債務者 ビューティーサロンピュアこと 下出 和代 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 洋 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ) 第2470号	大阪市東成区大今里南1丁目26番1号 メゾンクリスタル 402号 債務者 田中 淳一 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 豊田 崇裕 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第5623号	大阪市中央区和泉町2丁目1番14号 リプロン和泉町202 債務者 新井 宏幸 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 啓太 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6244号	大阪府門真市三ツ島1丁目24番39号 メゾンユタカⅢ202号 債務者 有馬 瑠美 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岸 正芳 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6393号	大阪市住之江区北加賀屋5丁目5番58-303号 債務者 高橋 貞康 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 雅信 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6618号	大阪府門真市桑才新町3番2号、前住所大阪府大東市御領1丁目8番55号 スカイホープス102号 債務者 橋本 由美 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 友香 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6115号	大阪市天王寺区悲田院町4番39-405号 債務者 A c k n e こと 西川 飛鳥 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6273号	大阪市平野区瓜破西1丁目6番29号 コーポシャルマン411号 債務者 中村茂恵美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6412号	大阪府東大阪市旭町21番3-629号 債務者 村瀬 裕也 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6422号	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目7番5号 東住吉ロイヤルハイツ 205号、前住所兵庫県小野市久保木町451番地 債務者 上居 憲礼 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6435号	大阪市西区九条南3丁目14番5号 402 債務者 吉本 真 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6450号	大阪市東淀川区豊里6丁目28番16号 B F レジデンス 102号 債務者 森山 美香 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6459号	大阪市東淀川区小松1丁目10番9-405号、前住所大阪市天王寺区筆ヶ崎町6番12-703号 債務者 山田 真由 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6480号	大阪市浪速区難波中2丁目10-52-3101号室、住民票上の住所大阪市浪速区難波中3丁目16番18-709号 債務者 古橋 千鶴 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6510号 大阪府東大阪市大蓮南4丁目23番21号 さくらんぼ大蓮、前住所大阪府東大阪市足代新町8番2号 501号 債務者 中谷チズ子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第6677号 大阪市浪速区恵美須西3丁目9番14号 グランパシフィック恵美須西 702号 債務者 阿部 理奈 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第477号 兵庫県尼崎市道意町2丁目6番地の4道意町2丁目アパート1階北 債務者 吉永 義樹 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ) 第357号 徳島県徳島市津田町3丁目7番7-405号 津田松原団地県営住宅 債務者 長谷川 守 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ) 第6535号 大阪市淀川区新高6丁目11番15-410号 債務者 吉満 洋和 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第6680号 大阪市東淀川区南江口1丁目2番97-501号 債務者 湯淺 隆徳 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第669号 兵庫県西宮市高須町1丁目4番18-505号 債務者 佐藤 豪記 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ) 第304号 福島県郡山市鶴見坦1丁目5番33号 市営住宅305号 債務者 工藤 靖子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ) 第6556号 大阪市住之江区南港東1丁目6番4-729号 債務者 津嘉山弘明 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第6764号 大阪市平野区加美正覚寺3丁目2-20-104号 舛田方、住民票上の住所大阪市東成区東中本2丁目7番16-706号 債務者 松原 知香 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第230号 神戸市西区伊川谷町潤和866番地の1 レオパレスE a s t A u k III205号 債務者 木村 充 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	令和7年(フ) 第334号 福島県郡山市横塚1丁目11番6号 リージェント郡山210号、前住所福島県安達郡大玉村玉井字中山145番地5 債務者 長尾ひろ子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ) 第6562号 大阪府寝屋川市萱島信和町1番2号(202号) P e t i t s u i t e m o n t a n a 、 前住所大阪府寝屋川市萱島桜園町23-13 債務者 東 幸恵(旧姓鎧本) 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和8年(フ) 第43号 大阪市西成区王2丁目15番17号 融得マンション 411号 債務者 古瀬 隆 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第75号 兵庫県宍粟市山崎町段69番地1 カーサフレスコ204号室、前住所兵庫県宍粟市一宮町倉床160番地 債務者 栄尾砂緒里 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所龍野支部	令和7年(フ) 第2094号 千葉県市原市西野谷105番地5 ハイツ・セブン202 債務者 積山 英一 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

- 令和7年(フ)第2138号**
千葉県八千代市八千代台南3丁目2番27号
クレナータガーデン102
債務者 米内 華恋
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第2229号
千葉県船橋市東中山2丁目10番22号 東中山ハイツ101号
債務者 中嶋 宝
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第2232号
千葉市稻毛区天台4-11-13 天台ハイツ202号室、住民票上の住所千葉市花見川区さつきが丘1丁目35番11棟501号
債務者 齊藤 雄治
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第377号
千葉県四街道市めいわ4丁目19番33号
債務者 川満さやか
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第379号
千葉県成田市国護町2丁目5番地24(第2グリーンハイツ103号室)
債務者 出津 玲子

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第1059号
千葉県柏市高柳864番地6
債務者 森山 静乃
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1145号
神戸市兵庫区門口町4番30-604号
債務者 藤井 雅仁
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第312号
長崎県長崎市滑石3丁目37番18号 プラネットII205号
債務者 坂口 大知
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第359号
千葉県富里市久能238番地154
債務者 石井 静子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

- 令和7年(フ)第1537号**
京都府京田辺市三山木南山1番地18 Sunny Flats同志社山手A棟202号室
債務者 井上 英敏
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1545号
京都市伏見区中島前山町22番地1 ディアコート積み木303
債務者 上田 翔也
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1554号
京都府京田辺市飯岡南原41番地、住民票上の住所京都府京田辺市田辺南里16番地2
債務者 進藤美雄
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1563号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地8 向島団地6-1棟604号
債務者 本山 義治(旧姓長谷川)
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

- 令和7年(フ)第1567号**
京都市西京区上桂西居町70番地1 大八木マンション 3階305号、前住所京都市下京区西七条掛越町27番地 グランドール西大路413号
債務者 安多 光優
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和8年(フ)第15号
京都市山科区勧修寺閑林寺71番地1 住宅型有料老人ホームすばる閑林寺
債務者 馬場 健司
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1070号
千葉県鎌ヶ谷市中沢新町11番1-308号
債務者 望月 結花(旧姓谷下田)
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第720号
神奈川県小田原市扇町1丁目21番6号 エクセル扇105号室
債務者 辻 隆行
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第980号

北九州市若松区白山2丁目11番10-707号
債務者 嶋津 聖子
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第122号

岐阜県多治見市市之倉町12丁目353番地の217
債務者 熊崎喜代香
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第1057号

福岡県遠賀郡水巻町猪熊2丁目12番40号
債務者 萬納寺弘昭
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第458号

静岡県磐田市中泉226番地4ビアンヌール磐田402、前住所静岡県磐田市小島1087番地1
ビレッジハウス天白1 205
債務者 アルダバ メリー グレイス カヘス
(ALDABA MARY GRACE C A J E S)
1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第462号

静岡県浜松市中央区富塚町630番地の5 レリブ富塚301号
債務者 山川 真
1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第2920号

愛知県春日井市東山町2345番地1852
債務者 西川穂乃花
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2939号

名古屋市中川区新家3丁目2802番地の3、従前の住所名古屋市中川区千音寺3丁目901番地 フィオーレⅡ 202号
債務者 渡部 姫良
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2941号

名古屋市緑区浦里4丁目1番地の1 第1鳴海西住宅301号、従前の住所名古屋市天白区福池2丁目425番地 アーバニア福池306号
債務者 小川玲絵
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2957号

名古屋市中村区中村町8丁目61番地の3 明和コーポ512号
債務者 林 勝明
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2962号

愛知県知多郡東浦町大字生路字折戸25番地キャトル・セゾンⅡ108号
債務者 高柳 友美
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2980号

名古屋市北区苗田町5番地の1 コーポ苗田10号
債務者 長谷川公児
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3026号

名古屋市昭和区駒方町5丁目1番地の1 フラワール駒方203号
債務者 山口 愛瑠
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3035号

名古屋市中村区五反町1丁目59番地の2 グランフォート101号
債務者 鈴木 翔太
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3040号

愛知県日進市三本木町一番割564番地1 ラ・ティファール406
債務者 カキモト ヴァネッサ カリン (KAKIMOTO VANELLA KARIN)
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3043号

愛知県愛西市日置町山の池55番地 SK BUILDING 8 301
債務者 熊澤事務所こと 熊澤 裕子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3093号

名古屋市北区清水2丁目15番10号 モワ清水401号
債務者 石井 雅樹
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3094号 名古屋市緑区鎌倉台2丁目211番地の1 債務者 留奥 翔伍 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3098号 名古屋市北区大野町5丁目1番地の1 県営 辻町住宅3街区8棟305号 債務者 喜多 信也 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3099号 名古屋市北区大野町5丁目1番地の1 県営 辻町住宅3街区8棟305号 債務者 喜多 栄子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3107号 名古屋市天白区植田3丁目1209番地の1 サ ンテラスタカギ 305号 債務者 成瀬 伸治 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3114号 愛知県知多市岡田美里町231番地 アビタシ オンミサト202、従前の住所愛知県知多郡阿 久比町大字卯坂字姥ヶ谷3番地2 ハピネス ヒルズA棟102号 債務者 浅井くるみ 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3135号 名古屋市北区長喜町3丁目8番地 城北ビル 201号 債務者 小林 由幸 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3136号 名古屋市守山区四軒家2丁目117番地 TZ 守山401号 債務者 加納麻衣子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3148号 愛知県北名古屋市鹿丸薮12番地1 西春才 カマンション301号 債務者 庄子 清彦 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3155号 名古屋市南区明治1丁目24番10号 グラン・ コート内田橋101号 債務者 紺野セシリ亞こと KONNO C E C I L I A C A T I N D I G 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第317号 愛知県豊橋市王ヶ崎町宇上原1番地18 県営 王ヶ崎住宅2棟403号 債務者 小久保絵里美 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第340号 福岡県久留米市梅満町519番地9 債務者 八重津利雄 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第993号 北九州市小倉北区三萩野1丁目10番20-206 号 債務者 伊藤彼武斗 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第1045号 北九州市八幡西区紅梅1丁目1番8-1001号 債務者 細川 雄哉(旧姓小路島) 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第1059号 北九州市小倉北区片野4丁目10番19-306号、 前住所北九州市小倉北区片野新町1丁目15番 3-103号 債務者 柳川 愛 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第1060号 北九州市小倉北区清水3丁目5番2-301号、 前住所北九州市小倉北区上到津1丁目13番 8-102号 債務者 玉岡榮守こと 張 榮守 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第1068号 北九州市八幡西区陣山1丁目4番34号(101) 債務者 志垣 義基 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第86号 北海道滝川市黄金町西1丁目6番36号 債務者 小林 沙智(旧姓川上) 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第2062号 埼玉県蕨市塚越4丁目15番21号 グロワールK209号 債務者 伊豆 千晶 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所熊谷支部 令和7年(フ)第2170号 さいたま市南区大字大谷口5562番地 エスボワールB101 債務者 北谷 秀夫 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第2264号 埼玉県川口市西川口1丁目17番18-1203号 レアライズ西川口 債務者 岩田 浩安 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
---	--	--	--

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第657号

大阪府泉南市新家4296番地の2 ステップ、
前住所大阪府泉南市信達市場445番地の84—
404号

債務者 田中 康博

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第668号

大阪府和泉市箕形町5丁目3番26—303号、
前住所大阪府大阪狭山市今熊7丁目189番地
の1 D—404号室

債務者 西田 武史

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第676号

大阪府和泉市小田町586番地の1—1—509

債務者 羽室久美子

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第6号

大阪府岸和田市春木泉町10番24—205号

債務者 伊藤真理子こと K I M J I N R I
 J A 金 真理子

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第7号
大阪府岸和田市上松町3029番地 メゾンド
ファーネス101号
債務者 切中瑛巴

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第20号
大阪府和泉市葛の葉町1丁目8番49号 ガー
デンコート和泉101号、前住所熊本市中央区
渡鹿4丁目6番20号 コートハウス24-208
債務者 山岡笑里

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第22号
大阪府泉南市信達大苗代1241番地の1
債務者 堀越眞帆

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第22号
大阪府泉南市信達大苗代1241番地の1
債務者 堀越眞帆

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第2044号
札幌市東区東苗穂7条2丁目4番7-503号
債務者 本田栄美(旧姓大村)

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第2348号

札幌市東区北14条東6丁目1番27-305号
債務者 遊佐 怜奈

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第2407号

札幌市手稲区手稲本町5条4丁目4番28号
債務者 大河内とも子

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第2455号

札幌市西区八軒2条東3丁目4番12号 ハイツ光葉8号
債務者 天羽 弘美

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第2482号

札幌市白石区北郷5条4丁目2番26-301号
債務者 舟根 則子

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2487号 札幌市白石区中央2条4丁目4番32号 コーポ白田102号 債務者 阜山 徹 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第59号 京都府福知山市字錆物師4番地の1 バセオ錆物師210号 債務者 弓削 秋子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係
令和7年(フ)第2518号 札幌市手稲区富丘1条4丁目4番2-505号 債務者 高田 真良 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第1038号 大阪府羽曳野市高鷲9丁目488番地の3(108) メゾンソレイユ 債務者 堀内 靖浩 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第249号 釧路市爱国西3丁目13番7号 咲野マンション1階 債務者 安藤 香織 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第1067号 堺市中区八田寺町506番地16 債務者 宮本小百合 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第279号 釧路市昭和中央5丁目8番152号 債務者 浅野 敏子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係	令和7年(フ)第1124号 大阪府柏原市法善寺3丁目474番地 ビレッジハウス法善寺2-106号、前住所大阪市平野区喜連西2丁目11番29号 ヴィラ中谷405号 債務者 堀 律子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第403号 群馬県伊勢崎市除ヶ町339番地3 債務者 新井 美月(旧姓八木)	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係	令和7年(フ)第57号 京都府福知山市駅南町1丁目103番地 フレグラランス大槻C201号 債務者 山本 弘子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係

(号外第19号)

官報

木曜日

令和8年1月29日

令和7年(フ) 第1162号
大阪府羽曳野市河原城632番地の1
債務者 中島 幸枝

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ) 第1196号
大阪府松原市一津屋3丁目4番2-207号
債務者 松田 満

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ) 第1204号
大阪府松原市田井城2丁目2番2-108号
債務者 中川 映美

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ) 第1213号
大阪府大阪狭山市東池尻1丁目2198番地の1、前住所東京都葛飾区白鳥2丁目4番7号
パークヒルズお花茶屋202号
債務者 吉村 玲那

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ) 第1213号
大阪府高石市高師浜3丁目5番36号
債務者 秋元 裕治

1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1227号
堺市堺区北三国ヶ丘町4丁4番21-302号
債務者 中辻 恵
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1244号
大阪府藤井寺市青山1丁目6番31号
債務者 西井 亜樹
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1253号
大阪府南河内郡太子町大字山田2620番地
債務者 田中 優一
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1266号
堺市東区日置荘原寺町190番地9 ミアカ一
サ萩原天神402号
債務者 新垣盛一郎
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第1278号
堺市南区高尾3丁3317番地1 カーサ高尾
201号
債務者 吉川 花乃
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第36号
兵庫県丹波篠山市住吉台34番地17
債務者 新川 泰平
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
　　神戸地方裁判所柏原支部

令和7年（フ）第39号
兵庫県丹波篠山市池上592番地30、前住所兵庫県神戸市北区藤原台南町1丁目4番1-A
102号
債務者 青山可奈子
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
　　神戸地方裁判所柏原支部

令和8年（フ）第5号
北海道帯広市西23条南1丁目20番地 アビタ
シオン梅田D-205
債務者 山口 愛穂
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第427号
盛岡市上堂3丁目17番1号 エクセル上堂
101号
債務者 村上 真海
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第430号
盛岡市本宮6丁目21番40号 グリンヴィレッジII101号
債務者 八幡 史尚
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第459号
盛岡市三本柳2地割27番地2 スターハイツ
105号、前住所盛岡市三本柳4地割11番地2
エール102号
債務者 新沼 弘子
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第86号
山形県鶴岡市長崎字道田2番地5
債務者 佐藤かよ子
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
 山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年（フ）第2259号 東京都町田市山崎町2130番地山崎団地7-30-301 債務者 松村 博之 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（フ）第318号 愛知県一宮市時之島字古薬師27番地 市営時之島住宅2-506号、前住所愛知県一宮市奥町字宮前13番地6 債務者 村上五百子 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 令和7年（フ）第500号 茨城県常陸太田市金井町1826番地の3 債務者 赤川 美緒 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所 令和7年（フ）第504号 茨城県東茨城郡城里町大字那珂西1899番地の2 債務者 大津 保拓 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所	令和7年（フ）第514号 茨城県水戸市姫子2丁目752番地の17 クレセント102号、前住所茨城県水戸市元吉田町95番地の8 アネックス中川C棟207号 債務者 青砥 芳聰 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所 令和7年（フ）第148号 茨城県結城市大字結城8607番地1 債務者 松本 文子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 水戸地方裁判所下妻支部 令和7年（フ）第639号 栃木県真岡市並木町4丁目8番地7 債務者 渡辺美千子（旧姓工藤） 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年（フ）第774号 栃木県鹿沼市緑町1丁目3番4号 いろえんぴつ赤号室 債務者 田能 千尋（旧姓御子貝） 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年（フ）第837号 栃木県宇都宮市鶴田1丁目1番14号 シャーメゾン鶴田B203 債務者 青木 里香 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年（フ）第797号 栃木県日光市土沢1366番地2 シェルトⅢ103 債務者 星 由紀 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年（フ）第818号 栃木県宇都宮市駒生町3317番地30、前住所栃木県宇都宮市竹下町578番地4 ヴィラマンション竹下102 債務者 高倉 裕太 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年（フ）第836号 栃木県栃木市大平町真弓1563番地21 グラシアスC103号室、前住所埼玉県和光市下新倉1丁目8番18号 プチメゾン2-201 債務者 西本 尚平 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年（フ）第934号 川崎市多摩区中野島6丁目4番3-109号 債務者 菊池 章 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第77号 山梨県富士吉田市下吉田9丁目29番14号 コーポチェリー102号室 債務者 伊藤 一雄 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時45分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係
--	--

令和7年(フ)第259号	長野市戸隠豊岡2552番地1、旧住所長野市川中島町原308番地1 メゾンリジエールC101 債務者 高椋 俊樹 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第66号	長野県飯田市立石951番地1 債務者 久保田賢一 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 長野地方裁判所飯田支部
令和7年(フ)第468号	岐阜市則武2555番地1 債務者 田中 雪絵 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第485号	岐阜県本巣郡北方町小柳1丁目87番地 アニバーサリーK2 301号 債務者 柴田 聖康 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第731号	静岡県藤枝市前島1丁目15番17号 メゾンオーキッド10D号 債務者 加賀 大介 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第767号	静岡市葵区桜町1丁目9番2-606号 債務者 落合 節子 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第781号	静岡市清水区庵原町146番地の26 債務者 加藤 涼 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第785号	静岡市葵区上伝馬32番16-105号 債務者 久能 愛華(旧姓竹之内) 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第795号	静岡市駿河区高松2367番地 債務者 片井 寿子
令和7年(フ)第731号	1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第633号	兵庫県姫路市太市中783番地3 債務者 岡本 剛 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第613号	兵庫県姫路市土山東の町16番3-201号 グローバル姫路土山 債務者 前田 昌也 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第640号	兵庫県姫路市書写台2丁目16番地 市営書写西住宅3-505 債務者 サロンドジョワこと 榎永 益之 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第696号	兵庫県姫路市白浜町甲2161番地2 メゾンルーラル2 101 債務者 向井 勇 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第706号	兵庫県加古川市平岡町高畑712番地 債務者 桐藤美代子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和8年(フ)第8号	兵庫県加古郡稻美町国岡3丁目10番地の2 債務者 竹田 理恵 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（フ）第750号 岡山市中区高屋192番地1 菜園203 債務者 本郷智恵子	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第733号 沖縄県沖縄市胡屋2丁目8番26号 胡屋アパート3-C号室 債務者 喜屋武加代美	令和7年（フ）第2849号 横浜市戸塚区名瀬町2444番地1 パストラルネムラ304号 債務者 山本 由美
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第784号 岡山市南区郡135番地3、旧住所札幌市手稲区前田一条10丁目3-51-102号 債務者 小寺 司	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第784号 広島県尾道市山波町3105番地14 島原住宅B 2 債務者 田口 和也	令和7年（フ）第515号 沖縄県那覇市宇栄原1丁目20番9号 債務者 池間 智美	令和7年（フ）第2947号 横浜市港南区下永谷2丁目1番1号 債務者 原田 花菜（旧姓緑川）
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 那覇地方裁判所民事第3部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 広島地方裁判所尾道支部	令和7年（フ）第532号 沖縄県豊見城市字高嶺369番地6 コートヴィレッジ太陽201号室 債務者 比嘉 知春	4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 福島地方裁判所	4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第812号 熊本市中央区八王寺町19番9-201号 県営住宅9-201、転入前住所広島県福山市松永町4丁目7番18-403号 コートサイドヴィレッジ 債務者 永田 美季	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 那覇地方裁判所民事第3部	4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（フ）第546号 沖縄県那覇市字天久866番地 タカダ天久マニションA-205、住民票上の前住所福岡県北九州市小倉北区砂津三丁目2番18-1003号 債務者 千田 一世	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第147号 鹿児島県志布志市志布志町志布志1636番地 債務者 柳 浩二	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。
		4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	

令和7年(フ)第3191号	神奈川県鎌倉市城廻593番地 債務者 盛田 智晴 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第182号	富山県砺波市太田1593番地、前住所群馬県桐生市天神町2丁目8番41号 債務者 横山みどり 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第391号	滋賀県守山市立入町256番地1 エスパシオ21 A-102号 債務者 平岡 達史 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第442号	大津市高砂町6番4号 債務者 罗田 佳彦 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第454号	大津市雄琴1丁目13番25号 グループホームレイクヒル琴、住民票上の住所大津市坂本一丁目10番51-203号 カサベルデ壱番館 債務者 飯田 明美 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第457号	滋賀県高島市今津町南新保443番地62 債務者 篠田 優佳 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第479号	滋賀県湖南市石部東1丁目2番18-103号 債務者 藤島 潔 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第193号	滋賀県近江八幡市丸の内町5番地104 債務者 小山 貴司 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第326号	奈良県葛城市疋田535番地3 債務者 福井 優 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第454号	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第334号	奈良県橿原市繩手町18番地の21、前住所奈良県橿原市上品寺町515番地 ダイヤビル601号 債務者 坂本 康弘 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第248号	広島県福山市沖野上町2丁目11番22号 エトワール沖野上102 債務者 仲川 昇洋 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第285号	広島県福山市加茂町大字下加茂173番地7 債務者 宮本 直美 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第36号	山口県萩市大字吉田町15番地 コープ吉田町マンション704 債務者 永井 裕治 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 松山地方裁判所西条支部
令和8年(フ)第6号	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 山口地方裁判所萩支部

令和7年(フ)第144号	熊本市南区御幸笛田2丁目6番97号 債務者 黒田 伸也 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第66号	愛媛県今治市唐子台東1丁目2番地17 債務者 秦 加代子 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 松山地方裁判所今治支部
令和7年(フ)第67号	愛媛県今治市小泉5丁目13番44号 債務者 神野 榮子 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 松山地方裁判所今治支部
令和7年(フ)第596号	熊本市西区河内町船津982-90、住民票上の住所熊本県上天草市大矢野町中9787番地 (従前住所)福岡市南区井尻5丁目15番4号 井尻口1高木ビル203号 債務者 鶴戸 勢士 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第741号	熊本市中央区水前寺1丁目31番6号 406、 前住所熊本中央区新町2丁目12番6-305 号おしゃまちハイツ 債務者 坂井 修 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第755号	宮崎市源藤町南田45番地5 シャルムK303 号 債務者 平林信一郎 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第7594号	宮崎市末庁1丁目9番18号 佐藤マンション 402号、前住所宮崎市千草町7番21号 若松 コーポ303号 債務者 上妻 隆憲 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第763号	鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町38番地 債務者 喜元健一郎 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和8年(フ)第1号	沖縄県宜野湾市新城1丁目31番6-301号 PANアパート 債務者 宮里すえ子 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第326号	北海道余市郡余市町黒川町5丁目31番地5 駅前コーポ4番館101号室 債務者 藤井 朱羅 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第109号	宮城県角田市角田字寺前207番地 債務者 半澤 拓也 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 仙台地方裁判所大河原支部
令和7年(フ)第116号	宮城県柴田郡柴田町大字下名生字剣水104番地4、前住所宮城県柴田郡柴田町櫻木駅西1丁目10番地7 クレストール大沼103号 債務者 一條 貴広 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 仙台地方裁判所大河原支部
令和7年(フ)第128号	宮城県柴田郡大河原町字幸町2番地4 シティハイムメグロB棟201号 債務者 加藤 香織 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第131号

宮城県柴田郡柴田町船岡西2丁目15番10-1号
債務者 高橋 和之
1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第42号

山形県最上郡真室川町大字川ノ内2096番地
3、旧住所福島県会津若松市飯寺北1丁目7番3号 テラス k's 305
債務者 坂田 雅
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

山形地方裁判所新庄支部

令和7年(フ)第189号

富山市安養寺399番地2
債務者 古瀬 正勝
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第5397号

大阪府守口市菊水通4丁目15番14-304号
債務者 美馬 清
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5573号

大阪市天王寺区生玉町12-3 シティコート高津エレガанс305、住民票上の住所大阪市浪速区戎本町1丁目5番18号 レバンガA P VILL AなにわII 1202号
債務者 大野 悠紀
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6176号

大阪府高槻市土橋町5番27号 阪口文化204号
債務者 山口 裕一(旧姓猿渡)
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6224号

大阪市東成区大今里西1丁目28番12号 ラパシジール大今里 6B号
債務者 村上 智也
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6239号

大阪市中央区日本橋2丁目14番13号 北美荘206号室
債務者 津曲 悠理
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6408号

大阪市東成区大今里4丁目6番16号
債務者 大石 由美
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6451号

大阪市東成区大今里1丁目30番16号
債務者 橋本 美生
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6460号

大阪府東大阪市稻田新町1丁目4番12-402号
債務者 向井 翔子
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6461号

大阪府東大阪市新上小阪20番23-502号
債務者 水野 達也
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手續を廃止する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6467号

大阪府豊中市服部南町5丁目1番27-102号
債務者 越智 龍子
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6745号

大阪府大東市扇町3番8号 コート仁泉5F、前住所大阪府大東市末広町8番501号
債務者 安部加壽子
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6776号 大阪府門真市上島町23番19号 シャトーレジデンツ・P.T.3 207号、前住所大阪府門真市五月田町21番12号 債務者 渡部 達也 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第290号 兵庫県伊丹市山田2丁目5番35-101号 債務者 小巖 幸子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第332号 福島県郡山市日和田町字蛇ヶ森28-25 佐藤方、住民票上の住所福島県郡山市安積町日出山字一本松244番地 ビレッジハウス安積4-403号 債務者 東 実咲 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで 佐賀地方裁判所武雄支部	1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第264号 兵庫県伊丹市西野3丁目197番地 ライフステージウェスト307号 債務者 原頭 和久 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第291号 兵庫県川辺郡猪名川町猪名川台2丁目3番地 3 債務者 山本加代子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第1010号 兵庫県三田市相生町1番24号 債務者 前川 真悟 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第285号 兵庫県宝塚市御殿山3丁目13番11号 村上文化11号 債務者 後藤 清 補助人 名田 茂実 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第296号 兵庫県宝塚市川面字長尾山15番地の16 ケアハウスやまぶき509、前住所兵庫県宝塚市花屋敷松が丘22番11号 債務者 荒山 順子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第321号 兵庫県宝塚市安倉南4丁目37番3号 クラススター坂西201 債務者 亀山 隆三 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第289号 兵庫県伊丹市山田2丁目5番35-101号 債務者 小岩工業こと 小巖 能男 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第187号 宮城県大崎市古川江合寿町1丁目3番23-1号 債務者 毛利 千誠 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年(フ)第44号 徳島県阿南市長生町岩ノ下56番地1 債務者 市原 益夫 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 徳島地方裁判所阿南支部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1514号 京都府宇治市広野町大開52番地の63 債務者 河邊 利栄 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第2号 佐賀県伊万里市大坪町丙1878番地5 債務者 宮崎 美子	令和7年(フ)第1469号 京都府相楽郡精華町大字祝園小字出森14番地 1 債務者 清和建設こと 松本 清和 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1586号
京都市左京区高野竹屋町41番地 フィルビ
テツツア高野 301
債務者 的場 鉄也
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1590号
京都府八幡市八幡吉原16番地の21 7棟701
号、前住所京都府京田辺市多々羅西平川原8
番地
債務者 川寄 円
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1602号
京都市西京区樋原井戸18番地7 ハイツオク
モト 2-A
債務者 大原 三郎
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和8年(フ)第11号
京都市南区吉祥院這登中町13番地4
債務者 西田 涼子
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第2号
青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山784番
地1
債務者 珍田さゆみ
1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第185号
青森県弘前市大字一町田字村元740番地1
債務者 工藤 大生
1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和7年(フ)第30号
奈良県五條市田園2丁目37番地の16
債務者 吉村 順次
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
奈良地方裁判所五條支部
令和7年(フ)第31号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕589番地の14
債務者 森重久美子
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
奈良地方裁判所五條支部
令和7年(フ)第809号
熊本市東区下南部2丁目3番30号
債務者 都甲 昭男
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第810号
熊本市東区下南部2丁目3番30号
債務者 都甲 剛志
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第2号
山口市下市町7番10-302号
債務者 田原幸太郎
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第176号
山口市中央5丁目6番30号
債務者 松岡 承煥
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第178号
山口市中央5丁目6番30号
債務者 松岡 承煥
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第653号
神奈川県厚木市中依85番地1 本厚木スカ
イハイズ912
債務者 柚口亞希子
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第694号
神奈川県厚木市妻田北2丁目11番15号
債務者 河野 敏明
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第695号
神奈川県厚木市妻田北2丁目11番15号
債務者 河野 洋美(旧姓水永)
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1225号
広島市安佐北区龜山南2丁目8番13-202号
B
債務者 正木 篤
1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第87号

山口県周南市大字夜市535番地 アルカディアK、II-103号、前住所山口県宇部市大字東岐波1964番地18
債務者 平田 貴久
1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第97号

山口県周南市梅園町2丁目1番地 ウメゾノ2・1-501号
債務者 河内山 裕
1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
山口地方裁判所周南支部

令和8年(フ)第18号

東京都渋谷区道玄坂1丁目17-6-1202
債務者 八巻 宏輔
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第127号

東京都豊島区高田1丁目37-7-205
債務者 石原 剛
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第131号

東京都板橋区若木2丁目20-17
債務者 松原 韶
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第132号

東京都中野区若宮1丁目43-16-103
債務者 小牧 信夫
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第133号

東京都板橋区赤塚8丁目4-16-101
債務者 岸 重子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第134号

東京都品川区西大井5丁目16-5-202
債務者 斎藤ひとみ
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第135号

東京都大田区東六郷2丁目13-12-102
債務者 大塚 テイ
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第146号

東京都板橋区高島平1丁目5-7-301
債務者 宮野恵里那
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第147号

東京都練馬区旭町1丁目7-8 トーキョーベータ光が丘1 104
債務者 具志堅多一
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第148号

東京都世田谷区駒沢2丁目40-2-401
債務者 高浪 泉
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第179号

東京都中野区本町3丁目8-14-302
債務者 尾茂田和昌
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第180号

東京都江戸川区東小松川4丁目56-5 パールヒルズⅡ403
債務者 濱田留美子
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第181号

東京都大田区中馬込2丁目16-6
債務者 星 進吾
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第182号

東京都大田区中馬込2丁目16-6
債務者 星 清美
1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第183号 東京都練馬区平和台4丁目16-18 篠莊201 債務者 中村 志穂 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和8年(フ)第101号 東京都大田区西糀谷2丁目18-16-401 債務者 知念 太介 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 5 免責審尋期日 令和8年4月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前11時30分 熊本地方裁判所山鹿支部破産係
令和8年(フ)第184号 東京都練馬区平和台4丁目16-18 篠莊201 債務者 中村 波美 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6222号 大阪府守口市南寺方東通5丁目22番31-B 504号 債務者 朝倉 光宏 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 5 免責審尋期日 令和8年4月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 5 免責審尋期日 令和8年4月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和8年(フ)第203号 東京都練馬区上石神井2丁目28-6-102 債務者 吉野 優花 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6428号 大阪市東淀川区小松1丁目10番22-302号、 前住所大阪市淀川区十三東2丁目12番31- 811号 債務者 鈴木 天望 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和8年(フ)第205号 東京都葛飾区南水元3丁目3-10-408 債務者 星 信子 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6638号 大阪市鶴見区今津南1丁目4番32号 403 債務者 文元成允こと 文 成允 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月11日午後3時 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第50号 熊本県菊池市七城町砂田1470番地3 債務者 美麗 遥香			

令和7年(フ)第6291号
 大阪市東淀川区菅原3丁目11番23号
 債務者 西脇 歩
 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで
 5 免責審尋期日 令和8年4月17日午後1時30分
 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止

令和7年(フ)第1558号
 千葉市中央区白旗1丁目4番5棟305号
 破産者 長尾 淳一
 1 決定年月日 令和8年1月9日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1635号
 千葉県市川市大和田1丁目5番1-203号
 (エステートピアリバー)
 破産者 伊勢美由紀
 1 決定年月日 令和8年1月9日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第261号
 千葉県富里市御料884番地7 (レオパレス一
 加111)
 破産者 細貝 正博
 1 決定年月日 令和8年1月9日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第87号
 千葉県木更津市田川209番地
 破産者 小倉里江子
 1 決定年月日 令和8年1月9日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所木更津支部

令和6年(フ)第435号
 千葉県夷隅郡御宿町久保1602番地
 破産者 株式会社拡光
 1 決定年月日 令和8年1月13日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1603号
 千葉県習志野市藤崎2丁目14番10号 ヴィラ
 コート津田沼1202号
 破産者 佐々木大地
 1 決定年月日 令和8年1月13日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1613号
 千葉市稻毛区作草部町955番地1 西千葉グ
 リーンハイツ5棟201号
 破産者 河野 史生
 1 決定年月日 令和8年1月13日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1666号
 千葉県市原市皆吉901番地
 破産者 佐久間由和
 1 決定年月日 令和8年1月13日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第4818号
 東京都杉並区和泉2丁目35-14-107
 破産者 山下 健二
 1 決定年月日 令和8年1月13日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第127号
 盛岡市永井19地割24番地12
 破産者 合同会社泉健マネージメント

1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第848号
 住居所不明、最後の住所埼玉県川越市大字笠
 幡2090番地14
 破産者 佐藤 貴拡
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第1344号
 千葉県市川市行徳駅前4丁目1番16-319号
 破産者 永和貿易株式会社
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1426号
 千葉市中央区寒川町1丁目177番地1 プレ
 シャス101号
 破産者 伊藤 駿
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1637号
 千葉県市原市国本182番地の1
 破産者 積田 尚子 (旧姓大曾根)
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1725号
 千葉県香取郡東庄町笠川い686番地5
 破産者 守田 義孝
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1727号
 千葉県香取市金塚155番地1
 破産者 香取 一也
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第256号
 千葉県佐倉市江原台2丁目22番地1 シティ
 ハイム江原台A-201
 破産者 相澤 仁
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第296号
 東京都千代田区九段南1丁目5番6号りそな
 九段ビル5F
 破産者 株式会社OFFICE35
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第297号
 千葉県四街道市中央4番地1 (プラーサ・
 ヴェール1006号)
 破産者 岩上 正人
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第485号
 千葉県柏市明原2丁目8番9号-203号
 破産者 株式会社M.T. 8848
 1 決定年月日 令和8年1月14日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第553号 千葉県野田市関宿台町2664番地 破産者 株式会社K・クールm i y a t a 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第1239号 愛知県清須市一場御園860番地15 破産者 株式会社イツ 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第711号 千葉県流山市富士見台2丁目5番地16 破産者 株式会社大建 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第228号 京都市山科区柳辻西浦町41番地の85柳辻団地B棟418 破産者 有限会社マグモレー 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第731号 千葉県柏市宿連寺408番地1 テラス21世紀102号 破産者 元木 哲也 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第47号 京都府亀岡市宮前町神前弓繩手9番1 破産者 O C C株式会社 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第735号 千葉県柏市高田525番地33 破産者 福島 正則 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和5年(フ)第233号 大阪市東住吉区中野4丁目6番6号 破産者 株式会社免震基礎鉄筋 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第760号 千葉県流山市駒木台211番地の3 テラスいすみ3、前住所千葉県野田市宮崎81番地の4 エクセレントプレイスドリームマークス101号 破産者 田中 大輔 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(フ)第181号 神戸市北区緑町7丁目9番6号 破産者 有限会社アベニュー 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第790号 千葉県柏市増尾台3丁目3番6号 破産者 前元 康広	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第455号 神戸市東灘区森南町1丁目18番11号 破産者 ベルツリー株式会社 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ)第1488号 千葉市稻毛区小仲台8丁目16番23-203号 破産者 野口 優作 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第443号 千葉県旭市鎌数9315番地10 旭コーポ105、手続開始決定時の住所千葉県旭市鎌数9315-10(旧住所)千葉県旭市鎌木288番地 破産者 椎名 一夫 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第1657号 東京都稲城市平尾2丁目2番地の19プリオール平尾101号室 破産者 株式会社アールテック 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1665号 神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘2丁目8番地26 破産者 仙田 実 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1957号 東京都青梅市新町1丁目44番地の32 破産者 岩本 千映(旧姓長谷川) 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2232号 神奈川県鎌倉市笛田3丁目13番1号417 破産者 株式会社リナルエ 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2293号 横浜市中区元町1丁目60番地 破産者 株式会社プレミアムビューティ 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第414号 静岡県湖西市鷺津859番地の1 破産者 株式会社アプロード石原 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第35号 三重県伊賀市ゆめが丘2丁目18番地の18 オーガニックテラス105 破産者 BLESSED JOURNEYこと 西田 望(旧姓酒井) 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所伊賀支部
令和7年(フ)第461号 兵庫県尼崎市大島2丁目5番11号 破産者 有限会社竹村技量 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第2006号 名古屋市中区丸の内2丁目14番21号 サンマ ンション丸の内601号 破産者 吉原 澄子(旧姓大江・田川) 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第140号 長崎県佐世保市若竹台町354番地 破産者 作田 勇樹 1 決定年月日 令和8年1月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第33号 宮城県気仙沼市上田中2丁目12番地19 2F 2号、従来の住所宮城県気仙沼市南郷2番地 7 株式会社菅運南郷ビル205号室 破産者 福田 拓央 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所気仙沼支部
令和7年(フ)第159号 埼玉県児玉郡神川町大字八日市2559番地1 グランドメゾンR 401号 破産者 高橋 哲也 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第312号 埼玉県大里郡寄居町大字寄居275番地1 サ ンヴィレッジ203 破産者 五明 靖人 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第1634号 札幌市白石区菊水6条2丁目9番1-201号 破産者 山崎 健 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1681号 札幌市中央区大通東9丁目100番地4 Cu bi os東大通503号 破産者 熊谷 未雄 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第5号 盛岡市茶畠1丁目2番42-201号、開始決定時の住所岩手県滝沢市巣子1204番地42 破産者 白土 一哉 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第40号 福島県伊達市荒町45番地25 破産者 松橋 浩 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	令和7年(フ)第816号 埼玉県久喜市南栗橋4丁目24番地5 アラモード壱番館201、旧住所埼玉県久喜市南栗橋11丁目17番地22 破産者 田島貴美恵 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第302号 盛岡市中堤町11番15号、前住所盛岡市東仙北2丁目4番9号 破産者 岩崎 嵩 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第57号 福島県伊達郡桑折町字桑島三80番地 破産者 斎藤 豊 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	令和7年(フ)第1483号 埼玉県川口市柳崎2丁目11番19号 松丸ハイツ 106 破産者 長岡 昭彦 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第335号 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前5丁目1番地78 破産者 及川 侑香 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第70号 茨城県神栖市神栖1丁目3番12号 破産者 加藤 晃敏 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年(フ)第1740号 埼玉県川口市東川口1丁目3番10号 グリーンシティ藤重壱番館202号 破産者 大原 巧 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第68号 岩手県奥州市江刺岩谷堂字館下147番地33 破産者 菊地 伸幸 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所水沢支部	令和7年(フ)第93号 栃木県小山市東城南5-11-3 ヴィクトリーワンC棟203号室、住民票上の住所栃木県小山市大字神鳥谷253番地32 破産者 五條 敏浩 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(フ)第578号 埼玉県富士見市西みずほ台3丁目1番地1 ジュネエトワール303、前住所埼玉県新座市野火止6丁目14番4号 カーザ野火止201号室 破産者 笹崎 伸也 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第73号 岩手県奥州市江刺田原字山沢11番地104 破産者 土谷 美咲 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所水沢支部	令和7年(フ)第107号 栃木県栃木市岩舟町静1231番地16 破産者 田崎希伊子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(フ)第398号 埼玉県比企郡川島町大字正直535番地1 破産者 宮下 恒夫 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第405号 埼玉県川越市大字天沼新田157番地2 破産者 田幡 淳次 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第405号 埼玉県川越市大字天沼新田157番地2 破産者 田幡 淳次 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第704号	埼玉県所沢市東所沢2丁目2番地の8 サンライズハイツ301 破産者 上井 洋明 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第1798号	相模原市南区相武台団地1丁目5番6-24号、開始決定時の住所神奈川県大和市福田1688番地1 第2ロイヤルコーポ102 破産者 鈴木 基 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第425号	川崎市川崎区浅田4丁目1番4号 ヒルズ浅田4丁目 102 破産者 柿崎 秀彦 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第635号	川崎市幸区北加瀬3丁目9番8号 ピアエスパワール 103 破産者 原 麻美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第691号	川崎市多摩区枡形6丁目3番60-702号 破産者 和田 杏沙(旧姓田中)

令和7年(フ)第89号	新潟県村上市寝屋70番地 破産者 富樫 圭太 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第714号	川崎市多摩区枡形6丁目9番6号 シャトル高橋 202 破産者 櫻井 瞳 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第27号	新潟県村上市脇川574番地1 破産者 成田ミサ子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第42号	新潟県村上市坂町2563番地18 破産者 小林 喜美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第47号	新潟県新発田市月岡温泉297番地1 破産者 中嶋 利美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第61号	長野県佐久市中込1976番地1 グレースコート佐久202、破産手続開始決定時の住所長野県佐久市取出町370番地4 破産者 宮川 敏雄 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第61号	長野県佐久市入澤1590番地 破産者 横森 昌博 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第193号	岐阜市鹿島町8丁目7番地1 (ピラシャトルギフ 306号室) 破産者 木村 俊 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第1928号	愛知県半田市乙川向田町2丁目82番地の3 破産者 田村 浩貴 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第2166号	愛知県津島市片町2丁目9番地、従前の住所愛知県津島市藤里町1丁目30番地3 ソフィア津島301号 破産者 T & Y設計こと 横江 徹 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2222号	名古屋市中川区長良町1丁目61番地の1 C棟 破産者 サムワンズこと 大前 涼 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2260号

愛知県弥富市鰐浦町下六135番地4 シャルマンカーラA 105、従前の住所三重県鈴鹿市稻生塙3丁目11番25号
破産者 田中 航洋

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1082号

京都府京田辺市草内鐘錠割42番地1 1—232
破産者 前 真也

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第45号

京都府亀岡市南つじヶ丘桜台3丁目13—1、住民票上の住所京都府亀岡市宮前町神前弓綱手9番地1
破産者 西田 久一

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所園部支部破産係

令和7年(フ)第1530号

大阪府枚方市磯島茶屋町15—18エトワール白鷺2B、住民票上の住所大阪府枚方市宗谷2丁目17番5号
破産者 佐々木 崇

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第456号

神戸市東灘区深江北町4丁目4番8号 ルミエール東灘 202号
破産者 鈴木 雅晴

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第641号

神戸市東灘区本山南町7丁目3番1—707号
破産者 奥原 銳一

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第775号

神戸市長田区腕塚町9丁目1番7号

破産者 押江 哲郎

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第277号

岡山県岡山市中区藤崎704番地3 ポヌール光亦2—2—1
破産者 高橋由香里(旧姓宮崎・荒木)

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第498号

岡山県和気郡和気町衣笠688番地1
破産者 伊藤美佐代

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第499号

岡山県和気郡和気町衣笠688番地1
破産者 伊藤 武彦

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第545号

岡山県倉敷市児島下の町3丁目5番5号

破産者 吉永 拓未

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第28号

高知県安芸郡安田町大字安田580番地1 桜坂団地301号室、旧住所高知県高知市神田2068番地63
破産者 池上 槟哉

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所安芸支部破産係

令和7年(フ)第3号

福岡県久留米市津福本町81番地7 メゾネットナカノ103号、開始決定時の住所福岡県柳川市大和町豊原994番地2 ピレッジハウス大和1—206号
破産者 吉田 佑樹

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第43号

福岡県柳川市三橋町柳河428番地6 ドルチエ・ヴィータYanagawa A103号
破産者 和田 大樹

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第100号

長崎県大村市古賀島町1791番地9、前住所長崎県佐世保市南風崎町358番地 アヴェニール壱番館A206号室
破産者 古川 詩織

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第106号

長崎県諫早市高来町小峰358番地1
破産者 春口ゆかり

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第313号

鹿児島市千年1丁目38番3号、前住所鹿児島市皇德寺台3丁目59番30号
破産者 三浦 洋一

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第337号

鹿児島市明和5丁目46番1号 キングハイツ明和205号
破産者 新村 光広

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第127号 鹿児島県伊佐市大口針持1314番地 破産者 古川 雄基 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係	令和7年(フ)第2233号 神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡3丁目19番3号 テラスさくらC 破産者 斎藤 敬成 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所加治木支部民事部	令和7年(フ)第2294号 横浜市中区元町1丁目60番地 破産者 田中 彩奈 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第354号 神奈川県伊勢原市串橋100番地の8 破産者 増井 裕矢 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第374号 静岡県浜松市中央区高丘北2丁目34番10—104号 市営高丘団地S1棟、前住所静岡県浜松市中央区早出町1096番地の4 オリーヴハウス102 破産者 石井 実穂 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第428号 横浜市保土ヶ谷区天王町2丁目42番地2 天王町団地2棟702号 破産者 大竹 博紀 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1353号 横浜市都筑区富士見が丘28番32号 城所テラス1号室 破産者 北井 和徳 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第2372号 横浜市青葉区奈良町1843番地51 フェリシティー101 破産者 比嘉 貴昇 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第148号 新潟県長岡市沖田1丁目234番地1 グリーンシャリオA201号室 破産者 細貝 愛実 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第462号 兵庫県尼崎市大島2丁目5番11号 破産者 竹村 智 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第1619号 横浜市金沢区六浦東1丁目37番16—205号 破産者 片柳 友佑 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第2640号 横浜市瀬谷区宮沢1丁目61—1 ヴァルト神125号室、住民票上の住所横浜市栄区長倉町4番19—2号 破産者 藤井 康慶 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第2640号 横浜市瀬谷区宮沢1丁目61—1 ヴァルト神125号室、住民票上の住所横浜市栄区長倉町4番19—2号 破産者 藤井 康慶 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第178号 新潟県見附市本町2丁目7番22号 破産者 淺野喜代美 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第127号 広島県呉市吉浦池ノ浦町5番23—204号 破産者 Healing Space Nai aこと 小笠原美樹 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第1910号 神奈川県綾瀬市寺尾2丁目30番21号 破産者 竹田 清子 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第353号 神奈川県伊勢原市串橋100番地の8 破産者 増井 繁行 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第353号 神奈川県伊勢原市串橋100番地の8 破産者 増井 繁行 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第344号 静岡県駿東郡長泉町上長窪7番地の10 破産者 若林 正春 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第127号 広島県呉市吉浦池ノ浦町5番23—204号 破産者 Healing Space Nai aこと 小笠原美樹 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第353号 神奈川県伊勢原市串橋100番地の8 破産者 増井 繁行 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第335号 静岡県浜松市中央区上島5丁目5番7号 ヴィラージュミュニケーションズ 破産者 小林 勇太 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第335号 静岡県浜松市中央区上島5丁目5番7号 ヴィラージュミュニケーションズ 破産者 小林 勇太 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第252号 徳島県板野郡藍住町矢上字安任92番地2、住民票上の住所徳島県阿波市市場町香美字八幡本86番地4 破産者 有地千恵子 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部	令和7年(フ)第252号 徳島県板野郡藍住町矢上字安任92番地2、住民票上の住所徳島県阿波市市場町香美字八幡本86番地4 破産者 有地千恵子 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第114号

香川県善通寺市弘田町122番地
破産者 横田 満治
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和6年(フ)第115号

香川県善通寺市弘田町122番地
破産者 横田 幸子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第103号

香川県善通寺市生野本町2丁目3番19号 高橋ハイツ202号
破産者 角谷 寿哉
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第21号

愛媛県今治市立花町3丁目8番20号、前住所
愛媛県今治市北島生町5丁目2番8号 ロータス・高田A棟 201号、前々住所愛媛県今治市郷桜井3丁目13番23号 ハイツ桜井202号
破産者 鷹松 由梨
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第49号

大分県佐伯市新女島2丁目7148番地2 リバーサイド松下 F号
破産者 高橋 龍

- 1 決定年月日 令和8年1月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第367号

宮崎市吾妻町129番地1 リバーサイド河村201号、前住所宮崎市大字本郷北方3296番地3 ドゥエル・コンチャルトⅠ棟101号
破産者 廣島 清盛
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第383号

宮崎市太田2丁目2番34号 ドミール太田106号
破産者 井上 裕司
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和6年(フ)第107号

茨城県水戸市見和1丁目323番地の6
破産者 株式会社茨城フジカラー
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第141号

山梨県甲府市大手1丁目2番3号
破産者 株式会社三枝
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第316号

愛知県一宮市伝法寺5丁目13番地13
破産者 有限会社アイ・ディ・エス
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第33号

北九州市八幡東区春の町2丁目7番18号タケヤビル4F
破産者 株式会社幸家
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第58号

沖縄県浦添市内間2丁目20番12号
破産者 株式会社ハイジアーフアマ
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第57号

北海道芦別市北七条西4丁目3番地の6
破産者 芦別青果卸株式会社
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和7年(フ)第52号

秋田市土崎港北5丁目5番42号
破産者 株式会社秋田まるごと加工
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第23号

千葉県香取郡東庄町新宿1052番地3
破産者 鈴木 知美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐原支部

令和5年(フ)第163号

富山県中新川郡立山町辻3番地の1
破産者 藤本食品工業有限会社
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第4927号

奈良県香芝市関屋1581番地
破産者 株式会社アクト
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5120号

大阪府松原市三宅西4丁目609番
破産者 株式会社丸一発條製作所
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6199号

大阪府茨木市野々宮2丁目12番18号
破産者 株式会社巧ショップ
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可決定

令和7年(フ)第1558号千葉市中央区白旗1丁目4番5棟305号
破産者 長尾 淳一

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1594号千葉県八千代市緑が丘1丁目3番地1 カムザ・スクエア八千代緑が丘タワーズ306号
破産者 柴田 哲也

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1635号千葉県市川市大和田1丁目5番1-203号
(エステートピアリバー)

破産者 伊勢美由紀

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第74号千葉県木更津市請西南2丁目19番地13 森の
下宅番館105

破産者 小嶋 和総

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第87号千葉県木更津市田川209番地
破産者 小倉里江子

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第123号千葉県君津市向郷1809番地1
破産者 渡邊 治敏

1 決定年月日 令和8年1月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第131号千葉県君津市東粟倉214番地21
破産者 古田 勝秀1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部**令和7年(フ)第142号**
千葉県富津市青木3丁目20番地25 Sea'z I 201破産者 鈴木 彩歌
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第152号
千葉県袖ヶ浦市藏波台4丁目18番地3 原の
台コーポラスB 202号破産者 安蒜 義樹
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第154号
千葉県木更津市請西南3丁目21番地1 ハイ
ツナリッシュ3-202破産者 宮内マデリンこと MIYAUCHI
MADELINE CATRAL (ミヤウ
チ マデリン カトラル)1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第162号
千葉県富津市亀田254番地破産者 加藤 良彦
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第165号
千葉県君津市李師3丁目23番8号 102破産者 八橋 淳一
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第167号
千葉県君津市広岡297-1 医療法人社団芙蓉会
千葉芙蓉病院、住民票上の住所千葉県君津市藤林311番地7
破産者 座間 君子1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部**令和7年(フ)第420号**
埼玉県越谷市千間台西1丁目16番地5 コブ
ネ第五コーポ203号破産者 持山 友樹
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第584号
埼玉県春日部市本田町2丁目101番地5破産者 東泉 浩己
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第618号
埼玉県草加市原町1丁目8番10-305号破産者 酒井 裕子
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第633号
埼玉県越谷市蒲生3丁目3番50号 813破産者 石澤 裕子
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第642号
埼玉県三郷市彦成4丁目5番8-105号破産者 伊東 薫
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第643号
埼玉県越谷市越ヶ谷5丁目4番56号 コーポ
ニューセイワ202号破産者 小澤 謙輝
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第648号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2327番地1ル・ソレイユ203
破産者 星 修人1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係**令和7年(フ)第677号**
埼玉県八潮市中央2丁目16番地7破産者 小倉レナ涼子
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第699号
埼玉県越谷市大字袋山1930番地1 ファイン
ロードセピア105号破産者 樋口 健一
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第700号
埼玉県越谷市大字袋山1930番地1 ファイン
ロードセピア105号破産者 樋口佳代子
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第709号
埼玉県草加市瀬崎2丁目36番30-313号破産者 日比谷英雄
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1199号
千葉県市川市宮久保1丁目31番8号破産者 山林 純
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1603号
千葉県習志野市藤崎2丁目14番10号 ヴィラ
コート津田沼1202号破産者 佐々木大地
1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1604号	千葉県市川市湊11番22-206号 (ウイステリア R) 破産者 木田くるみ 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1666号	千葉県市原市皆吉901番地 破産者 佐久間由和 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1717号	千葉県市川市関ケ島2番6-102号 (アーカフィールズ市川) 破産者 米村 大樹 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1797号	千葉県船橋市金杉8丁目5番24号 グループホームなゆた船橋金杉 破産者 伊藤 誠 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1817号	千葉県習志野市津田沼1丁目5番5-105号 破産者 田島久美子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1827号	千葉県市川市原木1丁目13番3号 (ライズケア市川) 破産者 平野 茂雄 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1832号	千葉県市原市五井中央東1丁目16番地8 アーバン東陽第3-201号 破産者 飯塚 康隆

令和7年(フ)第1848号	千葉県市原市郡本2丁目205番地 破産者 藤田 和子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1850号	千葉県市原市ちはら台南6丁目9番地 サウスヒルズ中央12-504 破産者 松山 愛 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1868号	千葉県市川市北方2丁目28番15-203号 (フォーラム倉持) 破産者 福原 波輝 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第306号	千葉県印西市木下1747番地7 リバティー21 201号 破産者 鈴木 茂雄 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第697号	千葉県柏市高柳747番地37 破産者 佐々木 葵 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第779号	千葉県流山市大字鰯ヶ崎1335番地の9 破産者 石山 圭一 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第786号	千葉県柏市南逆井1丁目18番7号 オネスト A-5号 破産者 小出 未憂
令和7年(フ)第808号	千葉県柏市桜台14番23-108号 破産者 小坂 正恵 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第827号	千葉県柏市豊住5丁目13番14号 オークヒルズ101号 破産者 田村 篤史 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第829号	千葉県野田市野田359番地の11 クレストⅠ D 305、前住所千葉県野田市春日町5番地 の9 フルール ラベンダー 破産者 伊藤 敬幸 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第836号	千葉県鎌ヶ谷市東中沢4丁目4番11号 H A L E K U R A 鎌ヶ谷、前住所千葉県船橋市 前貝塚町328番地40 パールハイツ小宮201号 破産者 水柿 利恵 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第848号	千葉県松戸市新松戸南3丁目189番地 ハイ ツマーブル3号、前住所千葉県松戸市新松戸 2丁目166番地 松川マンション203号 破産者 武安 重子 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第866号	千葉県松戸市上本郷3758番地 第一平野ハイ ツ7号 破産者 久米 愛理
令和7年(フ)第880号	千葉県鎌ヶ谷市東中沢1丁目5番28号 (グ リーンヒル小倉201) 破産者 森 恵美 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第90号	千葉県木更津市祇園2丁目23番6号 破産者 小松 朗 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第148号	千葉県木更津市貝渕3丁目2番8号 K a f k a E 107 破産者 吉村 幸恵 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第153号	千葉県鎌ヶ谷市仲町1813番地 カーサ・スナフ キン202 破産者 林 佐知子 (旧姓笠原) 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第180号	千葉県東金市東新宿2番地17 破産者 佐々木彩乃 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第182号	千葉県山武郡横芝光町栗山4919番地7、住民 票上の住所千葉県香取郡多古町林1番地 破産者 熊坂 将恭 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第196号

千葉県大網白里市大網36番地3 サンライズ
B棟202
破産者 諸岡 和彌

1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第159号

長崎県佐世保市母ヶ浦町1074番地20、前住所
長崎県佐世保市上原町374番地5 フラワー
ガーデンB棟103
破産者 平野 修司

1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第160号

長崎県佐世保市大潟町725番地83 パーソン
ズハウスⅠ 106号
破産者 中村雄二郎

1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第163号

長崎県佐世保市矢岳町21番18号
破産者 中島 教子

1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第137号

鹿児島県姶良市加治木町木田4869番地5
破産者 田中ふみゆみ

1 決定年月日 令和8年1月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第360号

札幌市豊平区美園10条7丁目2番20号 ノー
スコート月寒公園Ⅰ-305号
破産者 中西 智香

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1939号

札幌市西区西野1条3丁目2番1号 西宏ビ
ル302号
破産者 大野美由紀

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2104号
北海道江別市野幌町61番地の5 ウエスト
ヴェリー207
破産者 山本 龍永

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2115号
北海道江別市見晴台89番地の8
破産者 真野 涼子

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2128号
札幌市白石区平和通1丁目北4番40-603号
破産者 青山 愛(旧姓藤木)

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2190号
札幌市北区北33条西2丁目2番24-302号
破産者 大山 容代

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2219号
札幌市北区新川2条10丁目1番36号 正木マ
ンション208号
破産者 須貝 雅樹

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第90号
岩手県奥州市前沢字北久保154番地1
破産者 千葉 裕真

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第173号
福島市岡部字高畑93番地の1
破産者 沼倉 紀子

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第177号

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道窪29番地の
9、従前の住所福島市瀬上町字南中川原29番
地の12リバービュームどりの杜201
破産者 松野 楓真

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第38号

福島県相馬市沖ノ内3丁目10番地の26 マン
ションドム角田公園201号室
破産者 山口 隆斗

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第39号

福島県相馬市沖ノ内3丁目10番地の26 マン
ションドム角田公園201号室
破産者 山口 沙希(旧姓福山)

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第96号

茨城県神栖市神栖2丁目12番5号
破産者 川上 真実

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(フ)第116号

栃木県足利市山下町1067番地1 ホワイトハ
イツ鹿島202
破産者 田口 和正

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第120号

栃木県足利市堀込町2758番地 スカイウイン
グ106
破産者 菅原 美香

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第18号

栃木県真岡市八木岡448番地3クレールコ
ート107号、前住所埼玉県吉川市高久1丁目4
番地16 スズキⅠ-103号
破産者 小野 健司

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所真岡支部

令和7年(フ)第255号

群馬県伊勢崎市波志江町1927番地8、前住所
群馬県富岡市富岡1595番地8
破産者 原田 洋子

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第1721号

埼玉県川口市芝2丁目8番4号
破産者 岡安 優美

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1749号

埼玉県川口市大字安行慈林1014番地の8
破産者 佐藤 秀樹

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1757号

埼玉県蕨市中央1丁目24番8号 グラティア
蕨308号
破産者 柳澤亞里紗

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1800号

さいたま市南区大字大谷口1415番地7 アモ
ンリザハイツ202
破産者 西沢 文男

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1870号

さいたま市南区曲本5-4-9 ホワイトハ
イツ102 有限会社菲崎産業方、住民票上の
住所埼玉県川口市上青木2丁目16番17号
破産者 宮本 喜雄

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

- 令和7年(フ)第1888号**
埼玉県新座市堀ノ内1丁目6番38号 片山マ
ンション106号室
破産者 藤長 正人
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第757号**
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保291番地4
鶴瀬ビューバレー104号
破産者 許斐 一輝
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第784号**
埼玉県所沢市中富南2丁目22番地の12 パー
クヒルズ205
破産者 中村 彩里
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第787号**
埼玉県富士見市東みずほ台2丁目19番地21
セブテンバーサーティ202
破産者 新井善之助
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第799号**
埼玉県富士見市西みずほ台1丁目15番地21
第1渋川コーポ102
破産者 倉田 茂男
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第828号**
埼玉県所沢市小手指町3丁目4番地 小手指
ハイツG-215
破産者 土屋 晃史
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第852号**
埼玉県富士見市鶴瀬西3丁目20番28号 パル
コールつるせ203
破産者 佐々木加代子

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第868号**
埼玉県富士見市針ヶ谷1丁目10番地5 ハイ
ライズ内野402
破産者 金井麻穂花
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第871号**
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田113番地1 水堀
コーポ102号
破産者 久保田由美
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第878号**
埼玉県狭山市祇園14番6号 プラザドウエク
シード206
破産者 上野 俊枝
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部
- 令和6年(フ)第1871号**
千葉県習志野市谷津7丁目7番26-507号、
開始決定時の住所千葉県船橋市前原西1丁目
31番1-615号
破産者 古瀬 裕幸
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1599号**
千葉県浦安市富士見4丁目3番17-403号
レクセルマンション舞浜
破産者 浅野斌こと WANG BIN 王
斌(オウヒン)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1608号**
千葉県市原市五井西6丁目4番地4 ベル
ウッド式番館1棟101
破産者 山下 政文
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1628号**
千葉市中央区生実町1620番地、住民票上の住
所千葉市中央区生実町1852番地5
破産者 長谷川そら
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1637号**
千葉県市原市国本182番地の1
破産者 積田 尚子(旧姓大曾根)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1659号**
千葉市花見川区花見川1番28棟404号
破産者 松本 輝一
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1706号**
千葉市花見川区検見川町3丁目322番地10
ママス&パパス104号
破産者 井上 智博
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1710号**
千葉市美浜区高洲4丁目5番3棟522号
破産者 小玉 宏子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1723号**
千葉市花見川区花見川4番7棟301号
破産者 小川 静子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1725号**
千葉県香取郡東庄町笠川い686番地5
破産者 守田 義孝
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1727号**
千葉県香取市釜塚155番地1
破産者 香取 一也
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部
- 令和7年(フ)第1789号**
千葉県柏市みどり台4丁目13番1号
破産者 田村愛佑奈
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1808号**
千葉市稻毛区山王町394番地7 エーデルハ
イム1-201号
破産者 宮城ユキエ
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第1869号**
千葉県市川市塩焼3丁目21番29号 (ドムス
アヴィア202号)
破産者 本間 香帆
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第256号**
千葉県佐倉市江原台2丁目22番地1 シティ
ハイム江原台A-201
破産者 相澤 仁
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部
- 令和7年(フ)第287号**
千葉県佐倉市白井433番地4 Windm
i l l . A 202、前住所千葉県佐倉市大蛇町
503番地1
破産者 吉富智恵美(旧姓安樂)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部
- 令和7年(フ)第297号**
千葉県四街道市中央4番地1 (プラーサ・
ヴェール1006号)
破産者 岩上 正人
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第309号

千葉県四街道市下志津新田2517番地64
破産者 児玉 大輝

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第82号

千葉県茂原市萩原町1丁目90番地
破産者 増田 良弘

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第731号

千葉県柏市宿連寺408番地1 テラス21世紀
102号
破産者 元木 哲也

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第735号

千葉県柏市高田525番地33
破産者 福島 正則

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第760号

千葉県流山市駒木台211番地の3 テラスいずみ3、前住所千葉県野田市宮崎81番地の4
エクセレントプレイスドリームマークス101号
破産者 田中 大輔

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第790号

千葉県柏市増尾台3丁目3番6号
破産者 前元 康広

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第805号

千葉県松戸市新松戸6丁目70番地 サンライ
トバストラル式番街C-208

破産者 竹内 雅典

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第817号

千葉県流山市前ヶ崎647番地の27 セレネ北
小金II-307

破産者 柴田 祥代

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第823号

千葉県松戸市新松戸北1丁目16番地の16 サ
ンパレス横須賀101号

破産者 近藤 隼人

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第839号

千葉県松戸市稔台8丁目48番地の1 エボッ
ク松戸103号

破産者 岸 正浩

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第20号

長野県飯田市丸山町4丁目5589番地(スカイ
ハイツ203号)

破産者 伊藤 幸

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第56号

長野県下伊那郡阿南町富草4347番地21 阿南
富草寮

破産者 松下 勇治

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第58号

長野県飯田市大瀬木4390番地7

破産者 宗橋 優美

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第60号

長野県飯田市鼎名古熊2485番地2
破産者 酒向 泰久

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第422号

岐阜市南鶴1丁目3番地1(ペルステージII
202号)、前住所岐阜県羽島市正木町須賀2190
番地

破産者 堀 強

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第632号

静岡市駿河区鎌田570番地の3 寺田コーポ
B203号

破産者 東 由雅

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1870号

名古屋市千種区松軒2丁目8-3 市川ビル
402、住民票上の住所名古屋市守山区森孝1
丁目107番地 第一香流荘3棟710号

破産者 山田 幸広

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2161号

名古屋市緑区亀が洞2丁目1321番地

破産者 武田 均

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2255号

名古屋市中村区八社2丁目4番地 サンコー
ルゼにがめ201号

破産者 内山 純

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2416号

愛知県東海市富木島町東山4番地の41 パー
クII202号

破産者 藤盛 誠

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2504号

名古屋市南区豊田1丁目6番16号 ステー
ションS・I 201号、前住所名古屋市
熱田区神宮4丁目9番14号 新宮坂荘
破産者 高木 勝明

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2518号

名古屋市港区野跡4丁目2番2-202号 み
なと荘
破産者 上田 琴乃

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2528号

名古屋市天白区八事石坂619番地 グリーン
ハイツ石坂 1D号
破産者 竹内 凉哉

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2571号

名古屋市天白区向が丘3丁目1005番地 グラ
ンシャリオ203号
破産者 北内 翔舞

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2577号

愛知県常滑市多屋町1丁目94番地の23
破産者 武藤 智美(旧姓福島)

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2611号

名古屋市名東区牧の原3丁目715番地 リ
バーベルB202号
破産者 鈴木 望(旧姓江村)

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2617号
名古屋市天白区植田山4丁目1309番地 エ
ニーブル植田山305号
破産者 内藤 圭亮
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2629号
名古屋市北区中丸町1丁目10番地 G1ビル
志賀公園403号
破産者 矢澤 裕二
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2640号
名古屋市緑区大高台2丁目207番地 レジデンス大高台102号、従前の住所名古屋市緑区
大高台1丁目902番地 ハイツフローラⅠ
201号
破産者 山本 清志
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2678号
名古屋市港区小賀須4丁目901番地 プチセ
ジュールⅡ 西棟206号
破産者 山本かおる
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2787号
名古屋市名東区平和が丘4丁目3番地 シャ
イン平和が丘101号
破産者 金子 昌義
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第776号
神戸市兵庫区西上橘通2丁目8番21-403号
破産者 西田 真理
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第784号
神戸市須磨区禅昌寺町1丁目23番2号
破産者 吉田将太こと 権 将太

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第827号
兵庫県三田市弥生が丘1丁目3番地1 2番館1310号
破産者 小川みどり
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第886号
神戸市東灘区住吉南町1丁目12番5-803号
破産者 松尾亮太郎
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第892号
神戸市長田区六番町8丁目1番地の1 グラ
ンメール長田201号
破産者 中村 修
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第893号
神戸市北区西大池1丁目34番7号、従前の住
所神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地の
83 東古々山さくらホーム201号室
破産者 岸田 智雄
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第894号
神戸市兵庫区五宮町11番15号 吉田文化
破産者 都倉 和子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第906号
神戸市北区花山東町1番2-202号
破産者 福山 映子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第909号
神戸市東灘区深江北町1丁目2番1号 202
号
破産者 外濱 綾夏

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第910号
神戸市垂水区明和通2丁目1番1-808号
破産者 酒井 武
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第911号
神戸市兵庫区明和通2丁目1番1-808号
破産者 酒井 武
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第915号
神戸市垂水区日向2丁目6番33号 シャー
ゾンガーデンズ日向303号
破産者 西原和枝こと 卞 和枝
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第923号
神戸市中央区二宮町4丁目2番10号 クロ
ワートル二宮401号
破産者 石岡 誠
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第925号
神戸市兵庫区荒田町3丁目42番1-105号
破産者 大西 邦明
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第931号
神戸市兵庫区荒田町1丁目14番7-401号
破産者 中村 幸次
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第938号
神戸市北区有野町有野1511番地の2 ひまわ
り苑 (前住所) 神戸市垂水区王居殿3丁目
26番4-212号
破産者 甲斐 真紀

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第955号
　　神戸市長田区川西通4丁目101番地の27
　　ラ・ヴィータ川西105号
　　破産者 七目木健次
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第453号
　　兵庫県西宮市上甲東園2丁目2番23号ベルメゾン甲東101号
　　破産者 武田クラリタこと TAKEDA CLARITA SALVADOR
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第467号
　　兵庫県西宮市高須町2丁目1番28—1005号
　　破産者 梅林 優貴
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第549号
　　兵庫県尼崎市東園田町2丁目211番地カステリア緑翠苑201
　　破産者 秋山沙也香(旧姓里中)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第555号
　　兵庫県尼崎市西立花町3丁目5番1—407号
　　破産者 佐々木優佳
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第563号
　　兵庫県西宮市今津曙町13番2—207号
　　破産者 三前 文子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第568号
兵庫県西宮市塩瀬町生瀬1131番地103 1番館104号
破産者 井民 純悟
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第575号
兵庫県尼崎市大島1丁目24番39号
破産者 堀谷 佳子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第622号
兵庫県尼崎市今福2丁目3番14号
破産者 有田めぐみ(旧姓和田)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第69号
兵庫県たつの市龍野町中村282番地1 ジュネス本龍野201
破産者 園田 沙季
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部
令和7年(フ)第84号
岡山県津市院庄1000番地3 レオパレス香峯204号
破産者 土井 直希
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第99号
広島県三原市中之町3丁目2番11-202号
破産者 源田 美礼
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第122号
広島県尾道市美ノ郷町三成2226番地15
破産者 増元幸喜智
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第125号
広島県三原市宮浦1丁目14番13号 パナハイツ・サン105号、前住所広島県三原市中之町4丁目15番36号 コーポ西川102号
破産者 落合 紀久
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第138号
山口県宇部市大字東須恵1317番地17
破産者 兼行 太一
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第139号
山口県美祢市大嶺町東分3161番地2
破産者 柴田 理恵
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第140号
山口県宇部市寿町2丁目4番27-506号
破産者 川野 誠
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第141号
山口県宇部市大字東岐波1087番地 東岐波県営住宅4棟301号
破産者 久保 年春
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第143号
山口県宇部市浜田2丁目3番6-203号、前住所山口県宇部市居能町1丁目7番28-202号
破産者 牧 ナル美(旧姓横山)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第144号
山口県山陽小野田市高栄1丁目11番9-1003号 サンパーク高栄レジデンス
破産者 松永有佳里
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第145号
山口県美祢市豊田前町麻生下10番地美祢社会復帰促進センター、住民票上の住所岡山県倉敷市松島1126番地1 カレント中庄505号
破産者 友廣 圭二
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第146号
山口県宇部市開6丁目23番5-301号 猿田市営住宅
破産者 江本八重子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第147号
山口県宇部市西小串5丁目5番2-4号
破産者 西田ゆきの(旧姓松浦)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第148号
山口県宇部市則貞4丁目13番1-202号 口イヤルパレス則貞A
破産者 松岡 弘承
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第152号
山口県宇部市若松町3番24号 若松町ビル2-C号、前住所山口県宇部市北小羽山町2丁目2番12 506号 小羽山市営住宅
破産者 野中 涼司
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第154号
山口県山陽小野田市大字厚狭344番地3、前住所山口県山陽小野田市大字厚狭881番地1ハウス881 B棟101号
破産者 花見 政明
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第156号
山口県宇部市東梶返1丁目6番3-1号
破産者 河村 聰
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第132号
香川県善通寺市南町3丁目9番16号
破産者 佐々木徳男(旧姓筒井)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第140号
香川県丸亀市土器町東9丁目74番地
破産者 好永 富子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第403号
大分市大字八幡39番地の1 スパハイツ402
破産者 龍山 和代
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第415号
大分市南太平寺3丁目4番48-102号 豊府Rアパートメント
破産者 吉松 速人
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第424号
大分市横塚1丁目5番23号
破産者 福田 俊介
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第431号
大分市北鶴崎2丁目5番5号 アメージング鶴崎202
破産者 川邊 隆史
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第433号
大分市王子中町7番11号 王子中町ビル305
破産者 馬見塚美惠
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第450号
大分県別府市野口中町7番1号 佐保ビル
103号
破産者 森永 裕實
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第451号
大分市古国府5丁目3番20号 ディアス小野
D102
破産者 長野真菜美
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第456号
大分市東大道2丁目3番50-702号 グラン
スカイ駅南
破産者 衛藤 聖子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第147号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1144番地 住吉団
地14棟204号
破産者 有川 久美
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第49号
(居所省略)(住民票上の住所)沖縄県糸満
市字糸満39番地の3
破産者 上地 純子(旧姓慶留間)
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第367号
沖縄県那覇市牧志3丁目6番27号 イトミン
ビル3階、住民票上の前住所沖縄県那覇市久
茂地1丁目8番1号 ゲストハウス海風
破産者 加藤 栄平
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第386号
沖縄県豊見城市字渡嘉敷53番地 カルム1-
D
破産者 具志 静香
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第389号
沖縄県南城市知念字具志堅330 沖縄刑務所
内、住民票上の住所沖縄県那覇市首里石嶺町
2丁目92番地 P L A Z A 石嶺Ⅱ301
破産者 大浜 善幸
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第411号
沖縄県糸満市字阿波根974番地の3 マウン
テンビューア 303
破産者 島仲 紗子
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第47号
沖縄県国頭郡伊江村字東江上512番地の1
破産者 與那城 優
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部
令和7年(フ)第87号
北海道小樽市最上1丁目24番2号
破産者 濵谷かおり
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第427号
北海道亀田郡七飯町本町4丁目17番23号 メ
ゾンオフェリア七飯106号
破産者 七尾しのぶ
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第430号
函館市乃木町4番11号
破産者 福原 香澄
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第38号
函館市豊川町7番24-207号
破産者 清藤 小蒔
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第437号
函館市西旭岡町1丁目30番地11
破産者 館山 里美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第440号
函館市鍛冶1丁目13番7号 メゾンマスター
201号室
破産者 佐藤 紗子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第442号
函館市上湯川町5番28-204号
破産者 正津 紀子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第444号
北海道北斗市七重浜1丁目9番12号
破産者 柴田 英一
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第228号
釧路市緑ヶ岡6丁目21番5号 グリーンビル
88 105号室、前住所釧路市駒場町12番253号
S-1 15号室
破産者 佐藤 幹雄
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部
令和7年(フ)第95号
青森県つがる市稻垣町吉出豊富39番地2
破産者 小見山千代和
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第96号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊301番
地
破産者 葛西 利秋
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和7年(フ)第102号
青森県つがる市森田町森田月見野106番地2
破産者 大坂つぐみ
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和7年(フ)第151号
青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字前田578番
地2
破産者 大川 明久
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第330号
盛岡市西青山3丁目7番34号 リヴィエール
西青山B号、前住所盛岡市西青山3丁目11番
71号
破産者 浅沼 忠明
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第337号
盛岡市みたけ4丁目7番25号 メゾンK1-
101号、開始決定時の住所盛岡市月が丘1丁
目28番9号 メゾン月が丘103号
破産者 黒須 美穂
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第354号
岩手県滝沢市葉の木沢山298番地31 第三中
川ハイツ桜5R号
破産者 亀田 泰子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

- 令和7年(フ)第385号**
盛岡市前九年3丁目16番13号 コーポフジⅡ
203号、前住所盛岡市東桜山21番21号 フレ
グランス東桜山201号
破産者 佐々木仁志
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部
- 令和7年(フ)第140号**
岩手県北上市柳原町1丁目7番4号
破産者 高橋 侑也
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部
- 令和7年(フ)第170号**
宮城県大崎市古川長岡字茂木2番地
破産者 高橋 金太
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係
- 令和7年(フ)第229号**
山形市西田5丁目23番16号、前住所東京都東
久留米市幸町5丁目5番5号 メゾンアイエ
ス306号
破産者 村上 徹
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部
- 令和7年(フ)第230号**
山形県上山市石堂6番53-8号
破産者 佐藤 克洸
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部
- 令和7年(フ)第146号**
茨城県筑西市下中山520番地
破産者 宮本 庵
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部
- 令和7年(フ)第69号**
栃木県那須塩原市井口413番地1
破産者 鎌木 誠
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

- 令和7年(フ)第337号**
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1492番地2
内田住宅C号棟、旧住所群馬県佐波郡玉村町
大字福島1114番地1 アリスB201
破産者 加古 直人
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
- 令和7年(フ)第363号**
群馬県伊勢崎市昭和町3963番地、旧住所群
馬県前橋市天川大島町45番地1 コーポエト
ワール 201号
破産者 桐谷 政峰
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
- 令和7年(フ)第364号**
群馬県前橋市天川大島町238番地1 並木ハ
イツ 331号
破産者 鈴木 聰
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
- 令和7年(フ)第366号**
群馬県前橋市表町1丁目19番9号
破産者 山形 知也
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
- 令和7年(フ)第798号**
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘4丁目1番5-404号
グリーンタウン松ヶ丘
破産者 山田 友美(旧姓佐藤)
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第827号**
埼玉県所沢市御幸町2番11-305号 フジス
夕所沢7
破産者 長門 侑治
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
- 令和7年(フ)第829号**
埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷350番地14、
開始決定時の住所埼玉県川越市むさし野28番
地1 (アルファ1号館4-D)
破産者 宮崎由紀子(旧姓小野田)
- 1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

- 令和7年(フ)第43号**
千葉県旭市鎌数9315番地10 旭コーポ105、
手続開始決定時の住所千葉県旭市鎌数9315-
10 (旧住所) 千葉県旭市鎌木288番地
破産者 椎名 一夫
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
- 令和7年(フ)第1652号**
東京都小平市鈴木町1丁目148番地都営小平
鈴木町1丁目アパート3-206
破産者 桑原 志乃
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第1706号**
東京都武蔵野市関前3丁目41番14-102号豊
マンション
破産者 中村小夜子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第1734号**
東京都葛飾区東新小岩6丁目9番12号エミー
ル三田202
破産者 川野 裕美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第1750号**
東京都日野市大字上田201番地ベルノ21 306
破産者 澤田 萌佳
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第1762号**
東京都立川市富士見町1丁目29番7号サ
フィール立川202
破産者 佐々木翔太
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第1766号**
東京都府中市南町4丁目40番地府中南町四丁
目アパート2-204
破産者 山川 信明
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1780号
東京都八王子市高尾町1193番地4 ファミール ほりこし201号
破産者 丸山 太一
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1795号
東京都清瀬市竹丘2丁目9番28-503号
破産者 本山 真男
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1798号
東京都昭島市東町3丁目7番11号My cr ib J. M. Y201号
破産者 古川 結理
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1805号
東京都国立市北3丁目1番の1 8-306
破産者 田村 浩雪
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1817号
東京都立川市高松町1丁目24番58号エバーグ レース立川205
破産者 佐藤 新
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1845号
東京都立川市砂川町3丁目30番地の4シン フォニーFuji i 306号
破産者 皆川 泰輝
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1888号
東京都立川市砂川町8丁目88番地の24村野マ ンション107号
破産者 西村 正枝

令和4年(フ)第120号
富山県高岡市長慶寺11番地、前住所東京都武 藏野市関前4丁目8番6号
破産者 小林 友昭
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第1899号
東京都町田市南成瀬5丁目5番地4コムロハ イムB-101
破産者 豊東 博美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1946号
東京都八王子市八木町3番15-705号
破産者 金田 伸昭
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1950号
東京都西東京市芝久保町5丁目6番17号
破産者 木部 理英
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第187号
新潟県南魚沼市六日町64番地6 大塚アパー ト 1号
破産者 若杉 明美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第198号
新潟県十日町市新座甲435番地6
破産者 佐野 翔
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第90号
新潟県上越市大町1丁目5番19号 いんくる 上越 おおまちの家
破産者 滝澤 誠
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部
令和7年(フ)第200号
長野県上高井郡小布施町大字小布施318番地 15 三田アパート2-1、旧住所東京都江戸 川区東松本1丁目16番23号
破産者 磯田あづさ
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第220号
長野市青木島町大塚378-1 内山アパート 1F号室、住民票上の住所長野市稲里町中水 鉢482番地14
破産者 中野 裕稀
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第212号
長野県木曽郡木曾村大字小木曾264番地 L 棟3号
破産者 森下美寿々
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第213号
長野県松本市筑摩3丁目14番12号
破産者 横内真由美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第376号
岐阜県羽島市上中町長間1692番地4
破産者 北谷綾こと NARITA CHAR MIE ANNE AMANTE
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第395号
岐阜市早田東町3丁目1番地1、前住所岐阜 県瑞穂市馬場上光町1丁目102番地 ドゥー メゾンK 301号
破産者 今西 更加
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第85号
岐阜県大垣市開発町5丁目23番地2 フレン ドリーハイツW 203、前住所岐阜県大垣市 和合本町1丁目875番地 アムール東大垣 201号
破産者 石橋 孝子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第111号
岐阜県大垣市三塚町214番地11 エステート
みちづかA棟 101号室
破産者 伊藤 誠一
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第130号
岐阜県大垣市青柳町3丁目147番地 ルミ
エール・ドゥース 201号室
破産者 高比良年美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第147号
岐阜県大垣市安井町2丁目8番地1 ピアレス
204号、前住所京都府亀岡市篠町柏原宇津ノ辺32番地18
破産者 中村 志織
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第155号
岐阜県大垣市河間町2丁目406番地6
破産者 佐藤 里香
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第95号
岐阜県恵那市大井町1147番地365 アバンティⅡ101号、従前の住所浜松市中央区御給町225番地 レーベン59 201号室
破産者 中村 大樹
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(フ)第684号
静岡市駿河区小鹿3丁目9番6号 第5コープクボ103号
破産者 濱松 勉
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第690号
静岡市駿河区聖一色37番地 ホワイティクラウズ205号
破産者 赤堀 友美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第220号
静岡県富士市松岡837番地の6 アメニティハイツ103号
破産者 勝亦 礼奈
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第222号
静岡県富士市水戸島278番地の1 水戸島マジシャン1-D号
破産者 小林とし江
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第231号
静岡県富士市柚木59番地の1 メゾンターフ柚木205号
破産者 小泉 伸枝
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第279号
愛知県豊橋市鴨田町19番地 アマンレジデンス101
破産者 岡村 幸江
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第283号
愛知県豊川市下長山村北側8番地の1 アニマーブル102号
破産者 安藤 優斗
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第291号
愛知県豊橋市中原町字東荒神77番地
破産者 尾崎 貴俊
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第35号
三重県伊賀市ゆめが丘2丁目18番地の18
オーガニックテラス105
破産者 BLESSED JOURNEYこと西田 望(旧姓酒井)
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部
令和7年(フ)第251号
奈良市左京3丁目6番地 アルス高の原1-202
破産者 柚木 洋之
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第255号
奈良県大和郡山市野垣内町2番地2 10-108
破産者 森田マサ子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第259号
奈良市吉市町1191番地の1 第10号市営住宅39号
破産者 藤本 清美
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第264号
奈良県天理市柳本町191番地2 グラン
ドゥール柳本103
破産者 新谷真妃留
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第271号
奈良市平松1丁目19番10号
破産者 上原 千沙
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第289号
奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目27番2-305号
破産者 上北 英子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第296号
奈良市法蓮町56番地の3 サンコーボ桜町210号
破産者 長谷川雅和
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第408号
岡山県倉敷市連島町西之浦533番地1 フレ
ブース105
破産者 相良 学
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第272号
岡山県倉敷市水島南亀島町21番24号
破産者 井上 貴晴
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第273号
岡山県倉敷市水島南亀島町21番24号
破産者 井上 雅紀
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第323号
岡山県総社市中央1丁目23番地110
破産者 加藤 洋子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第327号
岡山県笠岡市美の浜6番地10 クレール美の浜C-2、転居前の住所岡山県笠岡市美の浜32番地9
破産者 高原えり子
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第332号
岡山県倉敷市中畠4丁目6番16号
破産者 岸 涼太
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第338号	岡山県総社市上林64番地3 破産者 坂口加奈子 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第349号	岡山県浅口市鴨方町小坂東1541番地1 破産者 野間 健児 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第350号	岡山県倉敷市浜ノ茶屋201番地2 市営浜ノ茶屋団地D棟203号、転居前の住所岡山県倉敷市福井272番地1 コーポ親和 201号室 破産者 宮脇 崇 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第353号	岡山県総社市泉5番地31 3-406号 破産者 河野 美佳 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第359号	岡山県倉敷市四十瀬405番地3 ソレアード203 破産者 松本 晃紀 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第360号	岡山県倉敷市広江7丁目14番1-102号 ビレッジハウス広江1号棟、転居前の住所岡山県岡山市北区津島西坂2丁目11番28号 エトワール津島A-101 破産者 藤田 洋子 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第370号	岡山県倉敷市田ノ上735番地3 メゾンエポックB102、転居前の住所岡山県倉敷市沖新町68番地4 コーポ田中203 破産者 水原喜久雄

1 決定年月日 令和8年1月15日	1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。	2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第139号	広島県呉市音戸町田原2丁目4番10号 破産者 平川 美保 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部
令和7年(フ)第150号	広島県呉市音戸町波多見6丁目7番11号 破産者 中田 弘 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部
令和7年(フ)第139号	山口県下関市小月小島2丁目3番15号 破産者 松永 栄二 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第143号	山口県下関市一の宮御本町7番6-303号 ハイアートビル新下関 破産者 横田 裕光 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第342号	香川県高松市屋島西町2444番地66 ルミナスC305 破産者 宮本 雄介 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第357号	香川県高松市松縄町1047番地2 西側 破産者 浮田英里奈 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第363号	香川県高松市牟礼町牟礼2125番地5 牟礼レジデンス 201 破産者 岡田 美香
1 決定年月日 令和8年1月15日	1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。	2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所破産係
令和7年(フ)第210号	高知県南国市大塙甲1609番地5 グローイングI 302号 破産者 楠佐古さおり 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第220号	高知市塚ノ原68番地2 滝本荘1F1号 破産者 谷村恵美子 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第236号	高知市万々477番地1 プロムナード万々103 破産者 釣井 萌 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第243号	高知県南国市篠原912番地13、旧住所高知県南国市植田968番地1 破産者 伊藤 裕政 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第244号	高知県南国市篠原912番地13、旧住所高知県南国市植田968番地1 破産者 伊藤 安奈 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第82号	佐賀県唐津市西大島町16番18号 破産者 坂井 香純 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年(フ)第110号	長崎県大村市玖島2丁目370番地2 アルモニメゾンB101号 破産者 永田 芳子 1 決定年月日 令和8年1月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第54号
大分県速見郡日出町大字豊岡383番地1 A
T'Sビューアー1001
破産者 宇藤 奈央(旧姓上野)
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係
令和7年(フ)第55号
大分県杵築市大字猪尾69番地8 ソートレルY302
破産者 岡川 敦志
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係
令和7年(フ)第56号
大分県速見郡日出町大字藤原4617番地 大分県渓泉寮
破産者 志賀 孝道
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係
令和7年(フ)第57号
大分県速見郡日出町大字豊岡115番地1
破産者 二村 結香
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係
小規模個人再生による再生計画認可
令和7年(再イ)第97号
東京都練馬区向山2-12-3-607
再生債務者 佐藤 浩善
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月13日
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第17号
長崎県佐世保市瀬戸越1丁目1570番地13
再生債務者 井上 貴明

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月11までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日
長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年(再イ)第360号
東京都葛飾区東四つ木4-30-3
再生債務者 菊地 一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日
福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(再イ)第95号
千葉県柏市柏2丁目10番11-308号
再生債務者 飯嶋 浩
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月15日
仙台地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第65号
仙台市若林区荒井東1丁目3番地の2 イーストマリオン108
再生債務者 梁川 将太
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月15日
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第71号
宮城県名取市愛島台6丁目5番地の23
再生債務者 佐野 育
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月15日
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第43号
大分市大字津守1087番地の1 フォルムT S U M O R I 202
再生債務者 宇野 敬三
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第287号
東京都練馬区南大泉4-49-20-103
再生債務者 尾花 美喜
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月13日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第287号
東京都練馬区南大泉4-49-20-103
再生債務者 尾花 美喜
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月13日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第332号
千葉県松戸市紙敷1-6-5-203
再生債務者 林 麻佐子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月13日
東京地方裁判所民事第20部
令和6年(再口)第6号
神戸市須磨区大池町2丁目7番12号
再生債務者 加門武三郎

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第65号
仙台市若林区荒井東1丁目3番地の2 イーストマリオン108
再生債務者 梁川 将太
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月15日
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第71号
宮城県名取市愛島台6丁目5番地の23
再生債務者 佐野 育
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月15日
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第81号
宮城県亘理郡亘理町字道田西66番地3 ジュネスK202
再生債務者 金澤 則幸
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月15日
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第116号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀1818番地6
再生債務者 大熊 ルカ
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第79号	埼玉県川越市三久保町19番地13 (N・S II 205号室) 再生債務者 矢口 美幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第40号	川崎市多摩区三田3丁目9番地2 三田ハウス 202 再生債務者 石川 勝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年（再イ）第97号	神戸市兵庫区中道通6丁目4番9—402号 再生債務者 海原 秀平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第122号	神戸市灘区泉通4丁目1番11号 シャーメゾン泉通201 再生債務者 中村 翔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第27号	埼玉県東松山市白山台26番地4 再生債務者 菅野 安広

令和7年（再イ）第124号	神戸市垂水区上高丸2丁目1番20—403号(従前の住所) 神戸市須磨区戸政町1丁目1番29号 201 再生債務者 茄子川祥史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年（再イ）第60号	千葉県柏市北柏台10番地1 プチレジョンすみれ203号 再生債務者 渡邊明日美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月9日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第119号	神戸市垂水区西脇1丁目4番8—203号 再生債務者 柴笠 雄輝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第34号	香川県高松市中野町20番21号 グレイス中野町304 再生債務者 池田 龍一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年（再イ）第16号	沖縄県那霸市壺川1丁目17番16—805号 リグ・シャトレ 再生債務者 倉本 輝樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年（再イ）第22号	青森市月見野1丁目23番9号 再生債務者 山谷 優子 長野地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第45号	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割296番地18 再生債務者 上平 正幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 青森地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第82号	埼玉県鶴ヶ島市富士見4丁目2番7—208号 ウィスター オーク 再生債務者 田中 始 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第197号	愛知県小牧市岩崎原1丁目47番地1 再生債務者 細井 正明 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第253号	名古屋市緑区鳴子町1丁目52番地 アーバンラフレ鳴子3棟107号 再生債務者 加藤 雅一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第27号
大阪府吹田市桃山台2丁目6番B28-104号
(営業所の住所 大阪府豊中市上野東3-18-1-106 エッディタウン)
再生債務者 みついいち堂薬局こと 西沢 洋子

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第323号
大阪市大正区泉尾3丁目2番17号 スリースター泉尾 404号
再生債務者 越智 洋平

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第77号
千葉県松戸市常盤平3丁目3番地の8
再生債務者 星野 悅子

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第94号
千葉県野田市清水公園東2丁目25番地の9
再生債務者 高橋 伸之

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第13号
岐阜県高山市江名子町5241番地1
再生債務者 小坂 広弘

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

岐阜地方裁判所高山支部再生係
令和7年(再イ)第172号

札幌市中央区南7条西12丁目4番10—205号
再生債務者 伊東 大志

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第21号

岩手県花巻市松園町385番地12
再生債務者 工藤 聖

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(再イ)第87号

埼玉県狹山市大字北入曾1508番地の65
再生債務者 桐ヶ谷拓也

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第168号

千葉市中央区宮崎町777番地100
再生債務者 寺澤ケイこと NACIONAL
KEI CERNA

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第45号
千葉県白井市富士142番地の45
再生債務者 福田 真士
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第37号
岐阜市大福町9丁目7番地 (セジュール大福201号室)
再生債務者 前田裕幸こと 金 裕幸
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日 岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第49号
岐阜県関市東野町1番11号
再生債務者 河合 亮汰
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日 岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第218号
名古屋市南区呼続3丁目14番16号 ロジエ桜本町503号
再生債務者 斎藤 浩平
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第15号
三重県名張市美旗町池の台西35番地
再生債務者 宮木 幸一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月14日 津地方裁判所伊賀支部

令和7年(再イ)第8号
滋賀県長浜市神照町282番地7
再生債務者 北村 隆明

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和7年(再イ)第83号
京都市右京区西院春栄町19番地7
再生債務者 堀口 聖

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第85号
岡山市東区西大寺浜604番地10 ミッキータウンD棟
再生債務者 中山 剛志

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第17号
広島県呉市音戸町波多見6丁目5番31号
再生債務者 石原 隆

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日 広島地方裁判所呉支部

令和7年(再イ)第6号

山口県山陽小野田市大字小野田471番地8
再生債務者 藤田 勝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日 山口地方裁判所宇部支部

令和7年(再イ)第18号

山口県宇部市大字際波417番地49
再生債務者 中嶋 里香

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日 山口地方裁判所宇部支部

令和7年(再イ)第93号

埼玉県入間市豊岡1丁目8番 2-905号
再生債務者 安良岡 久

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第18号

岐阜県瑞浪市金戸町1069番地の2301
再生債務者 西尾 成人

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(再イ)第3号

静岡県御殿場市二枚橋624番地の6
再生債務者 佐々木 健

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(再イ)第27号

奈良県橿原市八木町3丁目8番33-19号
再生債務者 高橋 一将

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第11号

大津市国分1丁目41番13号
再生債務者 野口菜奈美(旧姓福丸)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月16日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第30号

北九州市八幡西区東神原町3番3号
再生債務者 野田 謙一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第17号

奈良県葛城市笛吹51番地
再生債務者 高松 和寛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月13日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第73号

東京都町田市野津田町3210番地30
再生債務者 八木原三雄

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月16日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第48号

静岡市清水区西大曲町6番42号
再生債務者 杉山祐太郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月16日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第66号

大阪府和泉市上町437番地の1 ダイアパレス鶴山台1107号室
再生債務者 中原 俊則

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月14日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第90号

広島市安芸区矢野西3丁目41番22号
再生債務者 串田 信明

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月16日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第10号

福岡県みやま市瀬高町本郷1286番地1
再生債務者 内田 彩希

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月16日

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和7年(再イ)第352号

東京都品川区東大井5-19-9-704
再生債務者 山口 哲志

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第376号

埼玉県川口市東川口4-27-8
再生債務者 菊地 元

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第345号

大阪府箕面市森町南1丁目16番19号
再生債務者 神原 詩織

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第68号

大阪府和泉市上町101番地の6
再生債務者 安影 一輝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月15日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第45号	福岡県久留米市国分町1082番地51 アーニスト国分205号 再生債務者 阿南 弘子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和7年(再イ)第41号 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1714番地20イシペリアルビラ204 再生債務者 今津 寛彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 水戸地方裁判所 令和7年(再イ)第64号 栃木県日光市猪倉3392番地71 再生債務者 福山 勇人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第45号 愛知県江南市五明町根場29番地4 再生債務者 平川 健遠 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 名古屋地方裁判所一宮支部 令和7年(再イ)第75号 大阪府岸和田市岡山町1807番地 再生債務者 濱田 勝利 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年(再イ)第26号 兵庫県川西市錦松台9番22号 再生債務者 長田 理 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係 令和7年(再イ)第45号 愛媛県松山市勝山町1-78-1 スカイタワー勝山1001 再生債務者 玉置 志 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 松山地方裁判所民事部
--------------	--

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 茨城県笠間市鯉淵6529番地70 ベルハウスA-203 再生債務者 阿久津達也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 水戸地方裁判所 令和7年(再イ)第29号 栃木県足利市借宿町55番地1 ボヌールB201 再生債務者 菊地真由美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 宇都宮地方裁判所第1民事部 令和7年(再イ)第29号 熊本市南区上ノ郷1丁目10番26号 ハビネス上ノ郷101 再生債務者 吉岡真一郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 宇都宮地方裁判所足利支部 令和7年(再イ)第30号 栃木県足利市旭町850番地 再生債務者 矢島 弘美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 宇都宮地方裁判所足利支部 令和7年(再イ)第240号 名古屋市西区則武新町3丁目6番12号 エステムコート名古屋ルノン602号 再生債務者 生田 隆人	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第45号 愛知県江南市五明町根場29番地4 再生債務者 平川 健遠 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 名古屋地方裁判所一宮支部 令和7年(再イ)第75号 大阪府岸和田市岡山町1807番地 再生債務者 濱田 勝利 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年(再イ)第26号 兵庫県川西市錦松台9番22号 再生債務者 長田 理 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係 令和7年(再イ)第45号 愛媛県松山市勝山町1-78-1 スカイタワー勝山1001 再生債務者 玉置 志 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 松山地方裁判所民事部
--	--

令和7年（再イ）第85号 北九州市小倉南区上貫1丁目10番20号 再生債務者 新川 好美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 青森地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第97号 兵庫県姫路市田寺東3丁目17番7号 再生債務者 春名 直斗 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 仙台地方裁判所大河原支部
令和7年（再イ）第87号 北九州市若松区花野路2丁目4番7号 再生債務者 三笠 公大 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第84号 岡山県倉敷市児島阿津1丁目20番1号 再生債務者 横原あゆみ 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 静岡地方裁判所大河原支部
令和7年（再イ）第27号 熊本県菊池郡大津町大字大林1523番地5 再生債務者 坂本 良介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 令和7年（再イ）第36号 神奈川県厚木市元町1番20号 シャトレース ンリバーⅡ 211 再生債務者 村田 拓也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第31号 広島県福山市川口町2丁目9番37-1004号 再生債務者 道下 儀信 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係
令和7年（再イ）第38号 熊本市南区良町5丁目12番11号 再生債務者 山本 一美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第44号 福岡県久留米市旭町52番地 ブリヂストンブ ラザ若樹B104号 再生債務者 奥田 康隆 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年（再イ）第32号 青森市大字羽白字沢田193番地128 再生債務者 工藤 忠	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第13号 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字七作110番地 1 再生債務者 日下 宏輝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月16日 神戸地方裁判所姫路支部

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

千葉県市原市若宮四丁目一一番地一

有限公司共生
清算人 小堀 道江

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

千葉県千葉市稲毛区長沼原町四三〇番地九

本洲警備保障株式会社
代表清算人 村山 祥子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

千葉県千葉市中央区新宿二二二五藤ビル

六階 ACCOLADE CONSULTATION 株式会社
代表清算人 星野 真叶

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

千葉県柏市若柴二七六番地一中央一六二街

区一P C 柏の葉キャンバススマーカタ ワード〇〇四号 株式会社豊山会

代表清算人 柳 清

解散公告

当社は、令和七年十一月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

東京都豊島区東池袋三丁目一番一號サン

シャイン60・四五階
InterAmerica Stage Tokyo 合同会社
清算人 ブラック・セカンド・アロン・トマス

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都目黒区目黒一丁目四番一六号目黒G

ビル七階 株式会社ファンズデータ
代表清算人 庭瀬 友昭

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都墨田区両国二丁目一七番一七号両国

ビルダイヤハイツ二〇二一G
代表清算人 沈 志 旺

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

宿水間ビル二F
一般社団法人サトリプロジェクト
代表清算人 高橋 圭祐

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新

宿水間ビル二F
一般社団法人サトリプロジェクト
代表清算人 井上久美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内
東京レジ13 一般社団法人
代表清算人 内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区永田町二丁目一七番四号笠

松千代田ビル一〇一号室
Angel Bridge Deal by Deal Fund 八号株式会社
代表清算人 河西佑太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内 東京レジ13 合同会社
清算人 内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

合同会社有田英語事務所
清算人 有田勇一郎

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

合同会社ネオパス・ツー 一般社団法人
清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内
東京レジ13 一般社団法人
代表清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月29日

名古屋市中区丸の内二丁目一九番一九号

有限会社名古屋留学センター

清算人 鈴木 陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

名古屋市中区栄三丁目三番二一号

株式会社アース

代表清算人 土田 育郎

解散公告

当社は、令和7年1月29日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

名古屋市中区栄三丁目三番二一号

株式会社アース

代表清算人 土田 育郎

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

三重県四日市市諏訪栄町七番一七号

株式会社リンド

代表清算人 藤牧水江子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

三重県伊勢市旭町四四四番地一

公益財団法人伊勢市靈園公社

代表清算人 藤本 亨

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月29日

三重県津市雲出本郷町二四〇三番地

株式会社力ネックス

代表清算人 金子 誉

解散公告

当社は、令和8年1月7日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

滋賀県守山市木浜町一六五〇番地の四

株式会社今江工務店

代表清算人 今江 一樹

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

京都府与謝郡与謝野町字算所八三番地の一

有限公司会社加悦レンタカー

清算人 青木 茂信

解散公告

当社は、令和8年1月13日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

大阪府枚方市春日元町二丁目二六番四号

株式会社新田鉄筋

代表清算人 新田 憲雄

解散公告

当社は、令和8年1月13日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

大阪府北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第一ビル一二一二

株式会社concept

代表清算人 稲船 敬二

解散公告

当社は、令和8年1月13日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

大阪市天王寺区真法院町一七番二二号

株式会社エアー

号室 代表清算人 土田 育郎

解散公告

当法人は、令和7年10月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

兵庫県姫路市御国野町国分寺八〇六番地

有限会社ヒライベツツ

清算人 平井 敏雄

解散公告

当社は、令和8年1月15日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

大阪市北区梅田一丁目二番四号大阪駅前第一ビル一二一二

株式会社新田鉄筋

代表清算人 新田 憲雄

解散公告

当社は、令和8年1月15日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

大阪市北区西天満五丁目一一番九号

株式会社日櫻コンサルタント

代表清算人 吉田 隆一

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

大阪市北区西天満五丁目一一番九号

株式会社日櫻コンサルタント

代表清算人 吉田 隆一

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

神戸市東灘区御影二丁目五番一一号一〇一

株式会社あやたか

号室 代表清算人 中野 孝信

解散公告

当社は、令和7年12月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

兵庫県倉敷市船穂町船穂一八一一番地

有限会社船穂塗装

清算人 高橋 美都子

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

岡山県倉敷市船穂町船穂一八一一番地

有限会社高橋コンピューターアクセス

清算人 高橋 美都子

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

岡山県倉敷市船穂町船穂一八一一番地

有限会社高橋コンピューターアクセス

清算人 高橋 美都子

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

岡山県倉敷市船穂町船穂一八一一番地

有限会社高橋コンピューターアクセス

清算人 高橋 美都子

解散公告

当社は、令和7年12月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月29日

岡山県倉敷市船穂町船穂一八一一番地

有限会社船穂塗装

清算人 中野 八衛

解散公告

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二ヶ月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

岡山県浅口市金光町大谷一八〇〇番地一

代表清算人 石井 寛範

サニー株式会社

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二ヶ月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

香川県小豆郡土庄町甲六一九〇番地六

旭屋有限会社

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二ヶ月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

清算人 岡田 健三

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

高知県高岡郡四十万町大正四三四番地一

有限会社いのうち

清算人 井内 倍代

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

高知県高岡郡四十万町東川角乙九一七番地三

有限会社吉本建設

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

北九州市小倉南区上石田四丁目一二番三号

NPO法人ANGEL WINGS

清算人 藤澤 健児

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

福岡市博多区美野島三一八一一二〇二

株式会社旺龍

代表清算人 屋村 祐司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

福岡県北九州市八幡東区竹下町二番八号

一般社団法人メビウスネットplus

代表清算人 原田 久志

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

高知県高岡郡四十万町大正四三四番地一

有限会社いのうち

清算人 井内 倍代

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市平野区長吉六反三丁目二一番三号

医療法人佐々木産婦人科医院

清算人 佐々木 隆

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪府枚方市養父西町三二番八号

医療法人おがわファミリークリニック

清算人 尾川 裕史

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年一月十三日の福島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

群馬県前橋市広瀬町三丁目六番地の六

医療法人澤渡内科循環器科医院

清算人 澤渡 誠志

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

福島県いわき市平字材木町四六番地

いわき駅並木通り地区市街地再開発組合

代表清算人 野沢 達也

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

福島県いわき市若狭町島の内第一四号二番地

農事組合法人M.M.K

清算人 熊谷 竜太

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月四日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

(登記簿上の主たる事務所)

岐阜県中津川市中津川二〇五〇番地の一

連絡先

岐阜県多治見市金山町五ー一金山ビル三階 水野・森本法律事務所

宗教法人御嶽教三吉中津川市教会

清算人代表 鈴木 徹郎

弁護士 森本 真仁

清算人 清算人

弁護士

御嶽教

三吉

中津川市

教会

主たる事務所

登記簿上

の

主たる

事務所

解散公告(第三回)

当組合は令和八年一月二十日西尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、

本公告第一回掲載(令和八年一月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

愛知県西尾市住崎一丁目一〇一番地

西尾天神前土地区画整理組合

清算人代表 鈴木 徹郎

弁護士 森本 真仁

清算人 清算人

弁護士

御嶽教

三吉

中津川市

教会

主たる

事務所

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債

権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一

月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下

さない。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市福島区海老江二丁目一一番三六号

医療法人友愛会(社団)

清算人 松本 直彦

弁護士

御嶽教

三吉

中津川市

教会

主たる

事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似以一条八丁目七

番、最後の住所札幌市北区新琴似八条七丁目

一番五二二〇一号被相続人亡福山貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県青森市大字大野字北金沢一七三番

地 最後の住所青森県青森市金沢五丁目三番

二四号

被相続人亡相坂 一男

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二

十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似以一条八丁目七

番、最後の住所札幌市北区新琴似八条七丁目

一一番五二二〇一号被相続人亡福山貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似以一条八丁目七

番、最後の住所札幌市北区新琴似八条七丁目

一一番五二二〇一号被相続人亡福山貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似以一条八丁目七

番、最後の住所札幌市北区新琴似八条七丁目

一一番五二二〇一号被相続人亡福山貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似以一条八丁目七

番、最後の住所札幌市北区新琴似八条七丁目

一一番五二二〇一号被相続人亡福山貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

鍋嶋 正明

被相続人亡三浦 明憲

被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似以一条八丁目七

番、最後の住所札幌市北区新琴似八条七丁目

一一番五二二〇一号被相続人亡福山貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

本籍青森県弘前市大字土手町九〇番地四

相続財産清算人

弁護士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区三宮町一丁目五七番地二、

最後の住所神戸市灘区大石東町三丁目一番一

二一〇四号 被相続人亡 中井 雅啓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

神戸市中央区橋通二丁目一番九号グリーン

ビル三階 すずらん法律事務所

相続財産清算人弁護士八隅美佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市北区東大池一丁目一九番、最後の

住所神戸市北区東大池一丁目一九番一五号

被相続人亡中村 昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

神戸市中央区橋通二丁目一番九号グリーン

ビル三階 すずらん法律事務所

相続財産清算人弁護士八隅美佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市高野口町名倉六五七番

地、最後の住所和歌山県伊都郡九度山町大字

九度山一二六五番地の一

被相続人亡仁木 美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

事務所和歌山市五番丁八番地一 リーガル

センタービル一階 谷口拓法律事務所

相続財産清算人弁護士谷口 拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町七番

地、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡遠藤 由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市御池町五八四四番地一二、

最後の住所宮崎県都城市御池町五八四四番地一

の二 被相続人亡 北村 彰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

宮崎県都城市八幡町一三街区四号

相続財産清算人司法書士坂下 暁啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市詫間町生里四一五番地、最

後の住所本籍に同じ

被相続人亡門田 正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月三

十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

香川県三豊市詫間町詫間一三八番地一一〇

相続財産清算人司法書士上内 洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市三番町一丁目六番地三、最

後の住所愛媛県西条市福成寺甲四七六番地三

被相続人亡高橋 一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

愛媛県西条市丹原町寺尾甲二〇九番地二

相続財産清算人司法書士白坂 匡弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市阿恵八六九番地、最後の住

所福岡県飯塚市阿恵八六九番地

被相続人亡森 京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

福岡県直方市湯野原二丁目一四番二四号

相続財産清算人弁護士休場 明

被相続人亡遠藤 由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市御池町五八四四番地一二、

最後の住所宮崎県都城市御池町五八四四番地一

の二 被相続人亡 北村 彰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年一月二十九日

宮崎県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

相続財産清算人司法書士坂下 暁啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県江田島市大柿町大原字黒嶽

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、

次とのおり供託しました。

裁判所広島地方裁判所呉支局

事件名所有者不明土地管理命令申立事件

事件番号令和六年(チ)第八号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

供託所広島法務局呉支局

事件名所有者不明土地管理人室伸征

事件番号令和六年(チ)第一二号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

供託所広島法務局呉支局

事件名所有者不明土地管理人室伸征

事件番号令和六年(チ)第一二号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

供託所広島法務局呉支局

事件名所有者不明土地管理人室伸征

事件番号令和六年(チ)第一二号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

所有者不明土地管理人室伸征

事件番

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地

広島県江田島市大柿町大原字黒嶽

一二五八一番

二 供託所 広島法務局呉支局

三 供託番号 令和七年度金第二一七号

四 供託金額 二八六、八〇〇円

五 裁判所 広島地方裁判所呉支部

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(子)第一二号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

所有者不明土地管理人による供託

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地

広島県江田島市大柿町大原字黒嶽

二 供託所 広島法務局呉支局

三 供託番号 令和七年度金第二一八号

四 供託金額 一九〇、〇〇〇円

五 裁判所 広島地方裁判所呉支部

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(子)第一三号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

所有者不明土地管理人による供託

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地

広島県江田島市大柿町大原字黒嶽

二 供託所 広島法務局呉支局

三 供託番号 令和七年度金第二一八号

四 供託金額 一九〇、〇〇〇円

五 裁判所 広島地方裁判所呉支部

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(子)第一三号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

所有者不明土地管理人による供託

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地

広島県江田島市大柿町大原字黒嶽

二 供託所 広島法務局呉支局

三 供託番号 令和七年度金第二一九号

四 供託金額 二二一、六〇〇円

五 裁判所 広島地方裁判所呉支部

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(子)第一四号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

所有者不明土地管理人室 伸征

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地

広島県江田島市大柿町大原字黒嶽

六七五八番

二 供託所 広島法務局呉支局

三 供託番号 令和七年度金第二二〇号

四 供託金額 一六三、六〇〇円

五 裁判所 広島地方裁判所呉支局

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(子)第一五号

令和八年一月二十九日

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

所有者不明土地管理人室 伸征

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地

広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

二 供託所 広島法務局呉支局

三 供託番号 令和七年度金第二二〇号

四 供託金額 一八、一三五、九六八円

五 裁判所 東京家庭裁判所立川支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第九五〇六八号

令和八年一月二十九日

東京都中野区本町二丁目四六番四号中野坂上サンブライアネット四四四四 アクシ

八 事件番号 令和七年(家)第九五〇六八号

九 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都中野区本町二丁目二一一番一號

十 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都豊島区東池袋一丁目二一一号

十一 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目四番五号

十二 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十三 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十四 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十五 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十六 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十七 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十八 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出下さい。

なお、期日までお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年一月二十九日

一 墓地等所在地 德島県名西郡石井町浦庄字下

浦三五番一、五八〇番三

一、墳墓等の名称 全て不詳

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳

一、改葬を行おうとする者 德島県名西郡石井町

浦庄字下浦一三五番地一 天羽量子

一、墳墓等の名称 全て不詳

一、改葬を行おうとする者 德島県名西郡石井町

浦庄字下浦一三五番地一 天羽量子

前払式特定取引業者當業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の營業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のように公表します。

一、名称 株式会社日本文化センター友の会

二、代表者の氏名 代表取締役 品川 博美

三、主たる営業所の名称及び所在地 東日本文化セ

ンター友の会事務局 東京都新宿区高田馬場一

四、その他の営業所の名称及び所在地 池袋支店

丁目四番五号

五、許可年月日 昭和五十四年一月四日

六、認可失効年月日 令和七年六月二十三日

七、営業保証金等の金額 ① 営業保証金の額 十五万円

② 前受業務保証金の額 六億八百三十万円

八、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事實並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

九、前号の申出書の提出がないときは、第七号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されれます。

令和八年一月二十九日

大阪府柏原市大字柏原二七四番

最後の住所 大阪府柏原市大字柏原二七四番

地の六

十 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都豊島区東池袋一丁目二一一号

十一 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十二 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十三 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十四 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

十五 事件番号 令和八年一月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目二一一号

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

支払手段の払戻しの公告 平素はご利便頂き厚く御礼申し上げます。この度、令和七年三月十一日で利用終了した当社発行の広電ゴルフプリベイドカードにつきまして、資金決済に関する法律の規定に基づき、払戻しを行います。お客様は、令和八年三月三十日の間に、当社広電ゴルフのフロントまでお申し出頂きますようお願い申し上げます。なお、右記期間中に申し出がない場合は、お持ちのお客様は、令和八年一月二十九日から除斥されます。

令和八年一月二十九日

広島市中区東千田町二丁目九番二九号

株式会社ヒロデンブランザ

代表取締役 佐伯 一夫

第18期決算公告 令和8年1月29日 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号 Stock Tech 株式会社 代表取締役 木村 紀章 貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

第29期決算公告 令和8年1月29日 茨城県坂東市鶴戸1242-7 加藤自動車販売株式会社 代表取締役 夏目 正治 貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	1,117,336
定延資産	1,004,496
資産合計	8,069
資産合計	2,129,903
負純資産の部	
流動負債	717,162
定延負債	700,293
資本	712,448
資本	60,000
資本	50,000
資本	50,000
資本	602,448
資本	602,448
資本	(12,918)
負債・純資産合計	2,129,903

科 目	金額
資の 産 部	
流動資産	89,966
定延資産	56,752
資産合計	146,718
負純資産の部	
流動負債	113,720
定延負債	32,997
資本	10,000
資本	22,997
資本	200
資本	22,797
資本	(5,776)
負債・純資産合計	146,718

第41期決算公告

令和7年12月25日
長崎県佐世保市浦川内町21番地9
西日本エンジニアリング株式会社
代表取締役 小川 幸男

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,180,137
	固定資産 477,538
	合 計 1,657,676
負純 資産 及の び部	流动負債 410,464
	固定負債 56,956
	株主資本 1,190,255
	資本剰余金 80,000
	利益剰余金 1,110,255
	利益準備金 20,000
	その他利益剰余金 1,090,255
	(うち当期純利益) (207,827)
	合 計 1,657,676

第4期決算公告 令和8年1月29日

京都市下京区西洞院通六条下る東側町
513番地

株式会社tutor

代表取締役 佐野 翔麻

貸借対照表の要旨(令和7年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,843,815
	固定資産 32,809
	合 計 1,876,624
負純 資産 及の び部	流动負債 1,228,043
	固定負債 203,453
	株主資本 1,431,497
	資本剰余金 445,127
	利益剰余金 100,000
	利益準備金 345,127
	その他利益剰余金 345,127
	(うち当期純利益) (335,333)
	合 計 445,127
	負債・純資産合計 1,876,624

第23期決算公告

令和8年1月29日

仙台市青葉区中央二丁目9番1号

エドワード・エンターテインメント・グループ株式会社

代表取締役 金野 香織

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 373,067
	固定資産 33,909
	合 計 406,976
負債及び純資産の部	流动负债 6,591
	負債合計 6,591
	株主資本 400,385
	資本剰余金 24,700
	資本準備金 △900,642
	その他資本剰余金 14,320
	利益剰余金 △914,962
	利益準備金 1,286,327
	その他利益剰余金 7,350
	(うち当期純利益) 1,278,977
	自己株式 (177,236)
	純資産合計 △10,000
	負債・純資産合計 406,976

決算公告

令和8年1月29日
兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル
402号

フィデリティインベスト株式会社
代表取締役 中村 清吾

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 43,708
	固定資産 38,178
	合 計 82,195
負純 資産 及の び部	流动负债 25,837
	固定负债 89,518
	株主資本 △ 33,160
	資本剰余金 1
	△ 33,161
	△ 33,161
	(33,264)
	合 計 82,195

決算公告

令和8年1月29日
兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル
402号

ファーマシーパートナーズ株式会社
代表取締役 中村 清吾

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 157
	固定資産 119,480
	合 計 119,637
負純 資産 及の び部	流动负债 57,486
	固定负债 78,000
	株主資本 △ 15,848
	資本剰余金 1
	△ 15,849
	△ 15,849
	(3,488)
	合 計 119,637

第65期決算公告 令和7年12月24日

東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社日本港湾コンサルタント
代表取締役社長 笹部 剛男

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,161,186
	固定資産 535,081
	合 計 3,696,267
負純 資産 及の び部	流动负债 2,022,529
	固定负债 872,238
	株主資本 801,500
	資本剰余金 100,000
	資本準備金 220,000
	△ 220,000
	△ 481,500
	△ 33,500
	△ 448,000
	(67,886)
	合 計 3,696,267

決算公告

令和8年1月29日
兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル
402号

一般社団法人 h—I C E 事務機構

代表理事 中村 清吾

貸借対照表の要旨

科 目	金額
資の 産部	流動資産 124,793
	固定資産 21,400
	合 計 146,193
負債及び純資産の部	流动负债 4,412
	負債合計 4,412
	一般正味財産 141,781
	正味財産合計 141,781
	合 計 146,193

第69期決算公告

令和8年1月29日

東京都大田区大森北2-4-18

株式会社YAMABISHI

代表取締役 蓮池 一憲

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,233,246
	固定資産 1,057,980
	合 計 2,291,227
負債及び純資産の部	流动负债 508,748
	(うち賞与引当金) (24,306)
	(うち製品保証引当) (8,363)
	固定负债 703,691
	(うち退職給付引当) (47,908)
	合 計 1,212,440
	株主資本 1,059,700
	資本剰余金 30,000
	利益準備金 1,029,700
	その他利益剰余金 2,500
	(うち当期純利益) 1,027,200
	評価・換算差額等 271,586
	その他有価証券評価差額金 19,086
	合 計 1,078,786
	負債・純資産合計 2,291,227

第19期決算公告 令和8年1月29日

東京都港区六本木六丁目2番31号

株式会社エムジーエイチ・マスター

代表取締役 代田 量一

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 134,859
	固定資産 91,376
	合 計 226,236
負純 資産 及の び部	流动负债 170,930
	固定负债 91,376
	株主資本 △ 36,070
	資本剰余金 9,000
	△ 45,070
	△ 45,070
	(1,554)
	合 計 226,236

第4期決算公告

令和8年1月29日 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ジェイピー・ソリューションズ

代表取締役 原田公一郎

貸借対照表の要旨

科 目	金額
資の 産部	流動資産 8,020
	合 計 8,020
負純 資産 及の び部	流动负债 81,758
	固定负债 △ 73,738
	株主資本 10,000
	資本剰余金 △ 83,738
	△ 83,738
	(22,543)
	合 計 8,020

第53期決算公告

令和7年12月19日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号
さくら日本橋ビル7階ティッセンクルップ・ニューセラ株式会社
代表取締役 繁田 聰
貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	10,827,824
固定資産	922,291
有形固定資産	60,177
投資その他の資産	862,114
資産合計	11,750,115
負債及び純資産の部	
流动負債	7,103,048
賞与引当金	169,359
有給休暇引当金	22,563
工事積立引当金	691,748
固定負債	51,523
役員退職慰労引当金	21,419
負債合計	7,154,571
株主資本	4,456,732
資本	150,000
資本剰余金	19,452
資本準備金	19,452
利益剰余金	4,287,280
利益準備金	37,500
その他利益剰余金	4,249,780
(うち当期純利益)	(2,492,084)
評価・換算差額等	138,812
繰延ヘッジ損益	△65,690
退職給付にかかる調整累計額	204,502
純資産合計	4,595,544
負債・純資産合計	11,750,115

第13期決算公告 令和8年1月29日

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
株式会社京進ランゲージアカデミー
代表取締役 上坊 孝次

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の部	
流動資産	678,640
固定資産	105,529
資産合計	784,170
負の部	
流動負債	492,537
固定負債	18,322
株主資本	273,309
資本	60,000
資本剰余金	50,000
資本準備金	50,000
利益剰余金	163,309
その他利益剰余金	163,309
(うち当期純利益)	(65,161)
負債・純資産合計	784,170

第38期決算公告 令和8年1月29日

東京都荒川区東日暮里五丁目50番8号

株式会社アイ・シー・シー

代表取締役 上坊 孝次

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の部	
流動資産	94,131
固定資産	4,574
資産合計	98,705
負の部	
流動負債	301,665
固定負債	13,844
株主資本	△216,803
資本	20,000
資本剰余金	△236,803
資本準備金	△236,803
利益剰余金	(11,230)
負債・純資産合計	98,705

第78期決算公告

2026年1月29日

大阪市北区中之島三丁目3番3号

泉株式会社

代表取締役社長 山中 孝文
貸借対照表の要旨

(2025年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の部	
流動資産	44,425,521
固定資産	10,319,885
資産合計	54,745,405
負の部	
流动負債	7,974,081
(うち賞与引当金)	(178,065)
固定負債	1,388,089
(うち退職給付引当金)	(89,797)
(うち役員退職慰労引当金)	(176,250)
負債合計	9,362,170
株主資本	42,818,144
資本	450,000
資本剰余金	83,813
資本準備金	28,813
その他資本剰余金	55,000
利益剰余金	42,886,839
利益準備金	126,250
その他利益剰余金	42,760,589
(うち当期純利益)	(2,017,648)
自己株式	△ 602,508
評価・換算差額等	2,565,092
その他有価証券評価差額金	2,567,761
繰延ヘッジ損益	△ 2,669
純資産合計	45,383,236
負債・純資産合計	54,745,405

第5期決算公告 令和8年1月29日

東京都新宿区矢来町32番地4

株式会社Kやらい

代表取締役 小角 薫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の部	
流動資産	2,502,232
固定資産	325,790,959
緑延資産	329,994
資産合計	328,623,185
負の部	
流动負債	2,146,426
固定負債	10,656,816
株主資本	315,819,943
資本	164,500,000
資本剰余金	162,500,000
資本準備金	162,500,000
利益剰余金	△11,180,057
その他利益剰余金	△11,180,057
(うち当期純損失)	(6,123,409)
負債・純資産合計	328,623,185

東京都新宿区矢来町32番地4

株式会社Kやらい

代表取締役 小角 薫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の部	
流動資産	34,708
固定資産	0
緑延資産	34,708
資産合計	34,708
負の部	
流动負債	972
固定負債	33,735
株主資本	20,000
資本	20,000
資本剰余金	20,000
資本準備金	△6,264
利益剰余金	△6,264
その他利益剰余金	(397)
負債・純資産合計	34,708

第8期決算公告 令和8年1月29日

愛知県名古屋市東区葵三丁目14番3号

株式会社メグラスラボ

代表取締役 飛田 拓哉

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の部	
流動資産	34,708
固定資産	0
緑延資産	34,708
資産合計	34,708
負の部	
流动負債	972
固定負債	33,735
株主資本	20,000
資本	20,000
資本剰余金	20,000
資本準備金	△6,264
利益剰余金	△6,264
その他利益剰余金	(397)
負債・純資産合計	34,708

第7期決算公告 令和8年1月29日
東京都文京区本郷六丁目25-14
b e s t a t 株式会社
代表取締役 坂本 尚子(松田 尚子)
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	57,932
固定資産	72,707
資産合計	130,640
負純 資産 及の び部	
流動負債	29,518
固定負債	24,034
株主資本	△27,912
資本剰余金	6,430
資本準備金	2,423
利益剰余金	2,423
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△36,765
新株予約権	△36,765
負債・純資産合計	(2,684)
負債・純資産合計	130,640

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億八百七万八千八百十一円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月29日
東京都文京区本郷六丁目25-14
b e s t a t 株式会社
代表取締役 坂本 尚子(松田 尚子)

第27期決算公告 令和8年1月29日
東京都荒川区西日暮里二丁目51番8号
ダイナミック・ビジネス・カレッジ
代表取締役 上坊 孝次

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	289,215
固定資産	302,591
資産合計	591,806
負純 資産 及の び部	
流動負債	233,512
固定負債	2,189
株主資本	356,104
資本剰余金	20,000
資本準備金	336,104
利益剰余金	5,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	331,104
負債・純資産合計	(42,090)
負債・純資産合計	591,806

第15期決算公告 令和8年1月29日
東京都渋谷区神宮前5丁目11番1号
e n o n e t o k y o 株式会社
代表取締役 新井 晴
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	980,278,532
固定資産	1,226,404,011
資産合計	2,206,682,543
負純 資産 及の び部	
流動負債	304,286,953
固定負債	851,504,000
株主資本	1,050,891,590
資本剰余金	100,000
利益剰余金	1,050,791,590
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,050,791,590
負債・純資産合計	(276,417,011)
負債・純資産合計	2,206,682,543

新設分社は、新設分割により新設する株式会社渋谷区神宮前5丁目1-1号(以下「新設分社」といいます)に、当社渋谷区神宮前5丁目1-1号(以下「当社」といいます)の事業に関する権利義務を承継して東京支店に連絡し、同号に於ける権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月29日
東京都渋谷区神宮前5丁目1-1番1号
e n o n e t o k y o 株式会社
代表取締役 新井 晴

第10期決算公告 2026年1月29日
熊本県水俣市浜松町5番98号
A M I 株式会社
代表取締役 CEO 小川 晋平
貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	422,151
固定資産	22,970
資産合計	445,121
負純 資産 及の び部	
流動負債	165,850
固定負債	3,800
株主資本	115,030
資本剰余金	164,241
資本準備金	10,000
利益剰余金	526,913
その他利益剰余金(うち当期純損失)	526,913
負債・純資産合計	△372,672
負債・純資産合計	△372,672
合 計	(372,672)
合 計	445,121

第70期決算公告 令和8年1月29日
横浜市都筑区川向町1354番地1
友信株式会社
代表取締役 石原 淳
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	144,323
固定資産	77,587
合 計	221,911
負純 資産 及の び部	
流動負債	17,655
固定負債	67,928
株主資本	136,327
資本剰余金	20,000
利益剰余金	116,327
その他利益剰余金(うち当期純利益)	116,327
合 計	(9,679)
合 計	221,911

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月29日
横浜市都筑区川向町1354番地1
友信株式会社
代表取締役 石原 淳

第13期決算公告 令和7年12月2日
東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
P E — T e R a S 株式会社
代表取締役 梶井公美子
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	274,063
固定資産	210,298
資産合計	485,242
負純 資産 及の び部	
流動負債	79,158
固定負債	254,215
株主資本	151,868
資本剰余金	15,000
資本準備金	136,868
利益剰余金	2,250
その他利益剰余金(うち当期純利益)	134,618
負債・純資産合計	(25,516)
負債・純資産合計	485,242

乙の貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	816
固定資産	1,139
基本財産	878
その他の固定資産	261
合 計	1,955
負純 資産 及の び部	
流動負債	201
固定負債	62
株主資本	845
国庫補助金等特別積立金	335
その他の積立金	163
次期繰越活動増減差額(うち当期活動増減)	349(18)
合 計	1,955

甲の貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	3,044
固定資産	5,559
基本財産	4,146
その他の固定資産	1,413
合 計	8,603
負純 資産 及の び部	
流動負債	761
固定負債	934
株主資本	1,255
国庫補助金等特別積立金	2,512
その他の積立金	592
次期繰越活動増減差額(うち当期活動増減)	2,549(49)
合 計	8,603

合併公告
左記法人は合併して存続して解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
令和8年1月29日
長野県松本市大字和田二二四〇番三三
(甲) 社会福祉法人ジエイ工長野会
理事長 松澤幹夫
(乙) 社会福祉法人松本ハイランド
理事長 松澤幹夫

第26期決算公告

令和7年12月18日
東京都港区赤坂2-5-8ヒューリックJP赤坂ビル
日本アバイア株式会社
代表取締役社長 内山 知之

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	4,288,237	流动負債	3,222,998
固定資産	335,289	賞与引当金	17,497
		固定負債	7,479
		株主資本	1,393,049
		資本金	480,000
		資本剰余金	387,247
		資本準備金	387,247
		利益剰余金	525,802
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金(うち当期純損失)	523,302
資産合計	4,623,526	負債・純資産合計	4,623,526

第129期決算公告

令和7年12月22日 静岡県熱海市田原本町9番1号
株式会社エム・オー・エー商事
代表取締役 福田 研作

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	2,589,063
固定資産	288,423
	負債合計 2,877,486
有形固定資産	1,660,994
無形固定資産	51,149
投資その他の資産	617,148
	株主資本 476,188
	資本金 100,000
	利益剰余金 376,188
	利益準備金 10,663
	その他利益剰余金 365,525
	(うち当期純利益) (49,034)
	純資産合計 476,188
資産合計	3,353,675
	負債・純資産合計 3,353,675

第30期決算公告

令和8年1月29日 富山市湊入船町3番30号
株式会社HCSプラス
代表取締役社長 小嶋 達也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	646,937	流动負債	129,029
固定資産	55,437	賞与引当金	61,200
有形固定資産	1,992	その他の 固定負債	67,829
無形固定資産	189	退職給付引当金	20,244
投資その他の資産	53,255	株主資本	20,244
		資本金	553,101
		利益剰余金	20,000
		利益準備金	553,101
		その他利益剰余金(うち当期純利益)	5,000
		自己株式	528,101
資産合計	702,375	負債・純資産合計	702,375

第40期決算公告

令和8年1月29日 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号UBG東池袋ビル
株式会社オール・エール・ジェイ
代表取締役 上坊 孝次

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	453,140	流动負債	263,215
固定資産	74,074	賞与引当金	7,331
		役員賞与引当金	256,667
有形固定資産		製品保証引当金	30,000
無形固定資産		投資その他の資産	20,000
投資その他の資産			20,000
			利益剰余金
			206,667
			利益準備金
			7,500
			その他利益剰余金(うち当期純利益)
			199,167
		自己株式	(64,009)
資産合計	527,214	負債・純資産合計	527,214

第9期決算公告

令和8年1月29日 神戸市中央区港島中町7-3-1

株式会社TASAKI

代表取締役社長 田島 寿一

貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流动資産	30,393
固定資産	22,720
流动負債	4,467
賞与引当金	209
その他の 固定負債	9
退職給付引当金	21,963
その他の 株主資本	2,086
株主資本	26,682
資本剰余金	100
資本準備金	23,081
その他資本剰余金	11,592
利益剰余金	11,489
その他利益剰余金	3,507
自己株式	3,507
	△6
資産合計	53,114
負債・純資産合計	53,114

損益計算書の要旨

(自令和6年11月1日)

(至令和7年10月31日)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売上高	27,925	経常利益	3,387
売上原価	8,268	特別利益	4,008
売上総利益	19,657	特別損失	1,482
販売費及び一般管理費	15,225	税引前当期純利益	5,912
営業利益	4,432	法人税・住民税及び事業税	1,054
営業外収益	1,546	法人税等調整額	1,418
営業外費用	2,591	当期純利益	3,440

第59期決算公告

令和7年12月23日 東京都港区芝浦一丁目2番1号
日本フィッシュ株式会社
代表取締役社長 柴田 昌輝

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流动資産	4,557
固定資産	1,035
有形固定資産	605
無形固定資産	18
投資その他の資産	411
流动負債	1,948
賞与引当金	424
役員賞与引当金	7
製品保証引当金	277
確定受注損失引当金	52
その他の 固定負債	1,186
固定負債	135
役員退職慰労金引当金	117
その他の 自己株式	18
負債合計	2,084
株主資本	3,508
資本金	860
利益剰余金	2,648
利益準備金	215
その他利益剰余金	2,433
純資産合計	3,508
資産合計	5,593
負債・純資産合計	5,593

損益計算書の要旨

(自令和6年10月1日)

(至令和7年9月30日)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売上高	7,305	経常利益	811
売上原価	5,043	特別損失	5
売上総利益	2,262	税引前当期純利益	805
販売費及び一般管理費	1,460	法人税・住民税及び事業税	237
営業利益	801	法人税等調整額	0
営業外収益	20	当期純利益	569
営業外費用	11		

